

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成29年9月12日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 平成29年9月12日（火曜日） 午前9時00分 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

第98号議案～第128号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	小野田直美				
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	山崎祐一	村田康助	山口洋一	
	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	鈴木眞澄	
	加藤芳夫	菊地勝昭					
議長	下江洋行						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩  
書記 松井哲也 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

杉山観光課長から発言の申し出がありますので、許可をいたします。

杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 昨日の加藤委員の質疑の中で、一部訂正と御報告をさせていただきたいと思います。

以前に資料提供させていただいております資料の維持管理費負担金計算書の中の一般管理費ですけれども、昨日、限度内の修繕等に使うということでありましたが、本社に問い合わせたところ、間違いがありました。

これは、本社にかかわる経費分でありまして、算出式につきましては、名鉄レストランの本社経費総額を名鉄レストランが運営します各店舗、もつくるですとか、サービスエリアにレストランを持っておりますので、それらすべての各店舗の売上高で案分しまして、この案分率を出しております。

この案分率を名鉄レストラン本社経費総額に各店舗の案分率を掛けまして、もつくるの、一応、上期、4月から9月分、下期、10月から3月分で、それぞれ案分率は多少違うものですから、案分率を掛けまして算出した額がここにあります1,065万1,887円となっております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 ただいまの杉山観光課長からの発言訂正につきましては、委員長において許可をいたします。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 昨日に続きまして、今、詳細と言えるまでの回答ではないんですけども、この1,065万1千円の内容、名鉄レストラン本社経費に係る中の各店舗のどうのこうのって今、長い御説明がありましたけども、それをじかにまだ見てない、審査って言うか、チェックもしてなくて、うのみにこの数字を、

本社から来た数字を、この計上して、損益として計上してしまった。

それを差し引いて、残った2割が196万2千円と。ちょっとそのところ、体制が甘いって言うのか、いろいろ本社経費の案分の仕方を今、確認って言うか、詳細にはわからないんですけども、数字的にわからないですけども、詳細な資料を、もう一度、きょう無理だと思っておりますので、しっかりした数字を出して、正しい負担金になってるかどうかをやっぱりチェックする必要がありますので、一度その資料が出てきましたら、しっかりチェックしていただき、また資料を提出していただきたいと思っておりますけど、よろしいですか。

○丸山隆弘委員長 ただいま、加藤芳夫委員のほうから資料の要求がございました。それを許可いたしますので、杉山観光課長、よろしく願いいたします。

杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 ただいまの件ですけども、名鉄本社の総会におきましては、そういう監査とかは受けておりますので、正式な回答あると思っておりますけども、詳細については、すべて把握しておりませんので、今、言われた加藤委員の数字、また後日提出させていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 以上で、発言の申し出を終了いたします。

第98号議案 平成28年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

昨日に引き続き、質疑通告順序表に従って、発言を許可いたします。

歳出、6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑します。

6款1項3目農業振興費、有害鳥獣対策事業、194ページになりますが、対症療法、さくの設置、捕獲等を進めておるわけですが、市内各地を回りますと、さくで人間の集落が囲まれるというような状況ですね、景観も非

常によくありませんし、今後、延々とこの状態を続けるということに対して、非常に大きな違和感を感じてきました。

耕作放棄地もふえ、多くの人たちが耕作放棄地に鳥獣が入り込んでいるという不安の声も聞こえています。これまでの対症療法で、地域の方たちの不安を解消できるというふう考えたのかどうか。これまでのやり方の限界を感じていたのかどうか、検討されたのかどうかをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 柴崎農業課参事

○柴崎俊成農業課参事 野生動物による被害を最も直接的に防ぐには、侵入防止のための防護さくの設定と捕獲の方法になります。

防護さくは、農作物を荒らされないために農地に入れないようにし、捕獲することにより、農地に入ろうとする野生動物の数を減らすことで、侵入リスクを軽減します。

野生動物は、一度、農作物の味を覚えてしまうと、その味に執着し、繰り返し侵入を図ります。さくの境目やさくと地面とのわずかなすき間にも潜り込み、さくが低ければ飛び越えて侵入を許すことになります。

野生動物の生態と習性をよく心得て、防御にすきを見せないようにしなくてはなりません。

以前のような、個々の農家等が単独で行う被害防除だけでは効果が限定されていましたが、集落ぐるみで合意して集落を囲う侵入防止さくは、設置後の定期的な点検活動等、協力して維持管理を確実に行うことで、補修する箇所や野生獣の痕跡が多い危険ポイントを認識できたり、野生獣が集落側に入り込んだ場合は、侵入経路を特定しやすく、早期に捕獲に対応できるなど、効果は高い状況です。

防御においては、集落ぐるみ、または個々の電気さく等の防除を効果的に継続し、捕獲においては、国県の指針や計画、生息動向を踏まえながら、被害防止計画の捕獲計画数を目標に、有害鳥獣捕獲の担い手確保のため努

力するとともに、捕獲技術を備える猟友会の一層の協力により、捕獲を促進していきます。

獣害対策には、課題がありますが、限界という意識はなく、防御及び捕獲における対策を組み合わせ、野生動物の行動に屈することなく、根気強く対応していきたいと考えます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 現在と言うか、これまでの取り組みの目的、具体的な進め方、これについては理解をしているつもりなんです。先ほど質疑したのは、それらの対症療法が延々とこれから、それも高齢化する集落で維持ができるのかという点で心配をしているわけです。

その意味で対症療法ということで、鳥獣との戦いを延々と高齢者の方に任せるとのこと、これができるのか。それについて現実には、どのように感じたのかということをお伺いしました。

対症療法では、もう現実問題として、地域集落では担えなくなってくるだろうというふうに考えます。

これをそのまま続けていきますと、どここの集落が消滅し、そこからさらに鳥獣害が下におりてきて、次の集落が崩壊し、さらにその集落が崩壊すれば、次の集落がまた崩壊すると。こういう流れになってくる可能性が非常に高いというふうに判断をしてるわけです。

その意味で、今のやり方だけでは、もう何ともならないのではないかという判断をしました。

それで、行政として限界を感じたのか、検討をしたのか。今の説明のとおり、延々と鳥獣との戦いを続ける方向しかないという判断をしていたのか。その点について、簡潔明瞭で結構ですので、お答えをお願いします。

○丸山隆弘委員長 柴崎農業課参事。

○柴崎俊成農業課参事 今のお話の対症療法

ということですが、対症療法という言葉の反対としては、原因療法という言葉になると思います。

原因療法というのは、根本的に原因を除くということになると思います。

対症療法であっても、表面的にあらわれた症状に対しての処置を適切に実施することによりまして、痛みを除いて効果があるようにできると思っております。

私ども、行政だけの力だけでは、なかなかやっぱり対策というのが行き詰まりというふうな形になってきてしまうものですから、地域の方たちの協力と言いますか、狩猟免許がなくても地域の方に、例えば捕獲にしましたら見回りとかということも協力していただいたり、さくの設置につきましましては、3戸以上の要件ということで、なるべく集落ぐるみの皆さんが協力した形のさくの設置を進めてきたということになりますので、そこでさくを設置することによって、みんなで防御すると。周りに来たイノシシ、シカは捕まえると、猟友会の協力も仰ぐというようなことで、引き続き根気強くやっていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

6款1項3目農業振興費、奨励農畜産物推進事業、196ページになります。

1点目ですが、酒米の生産をこれから始めるということで、新聞等でも報道されて可能性あるのかなというような判断はしたわけですが、具体的に行政側の判断をお伺いしますが、酒米生産の可能性、どのようにとらえたのか。1点目お伺いします。

2点目ですが、酒米生産者の反応はどうだったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 1点目の酒米生産の可能性ということですが、本事業での取り組みは、平成26年から本格生産をしている

愛知県育成品種の「夢吟香」の普及啓発活動と地元奥三河の酒蔵からの要望に応えるため、日本酒醸造に最適とされる「山田錦」の生産の可能性を実証し、既に作手地区において定着している「夢山水」の生産とあわせ、新城市を酒米の郷としようとするものであります。

「夢吟香」「夢山水」につきましましては、地元奥三河の酒蔵を初め、県内の酒蔵からも高い評価を得ており、今後、増産の可能性を秘めております。

「山田錦」につきましましては、平成28年度から試験栽培、試験醸造を始めましたが、酒蔵が最終的な評価をするには、最低3年間、試験醸造をしてからと言われております。その3年目に高い評価を得られるよう、関係機関の協力のもと、栽培技術の習得と品質の向上に力を注いでいきたいと考えております。

ただし、「山田錦」の生産に当たり、最大の課題は、いかにして安定的に種子を確保するかであります。この課題をクリアしていくことが重要とされますが、可能となれば、売れる米づくりの最大のチャンスととらえ、おおむね5年後を目安に方向性を見出すこととして、引き続きプロジェクトの推進を図っていききたいと考えております。

2点目の酒米生産者の反応はどうだったかということですが、「夢吟香」「夢山水」の生産者については、実需者（地元酒造会社）より求められれば増産し、今以上に栽培面積をふやしていきたいという意向であります。

また、「山田錦」の生産者においては、初めての試みであることから、栽培や育成管理において、まだまだ未熟な点も多く、今後、栽培管理技術の習得に意欲的であり、新たな品種の作付が可能となれば、十分に地域活性化にもつながることと考えらえ、そうした面からも、やりがいを持って試験栽培を行っているとのことでもあります。

先に述べました理由といたしまして、品質

等のよしあしはありますが、すべての酒米生産者に共通して、やはり主食用米に比べ、高価な買い取りがされる点が多く、今後も継続的な作付を望んでいるようであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 可能性を感じる答弁のように感じました。

答弁の中で、酒米の郷とするという大きな取り組みになるというようなことも確認しました。

この酒米の郷という取り組みの具体的な目指すところなんです、酒米をつくる郷ということなのか、酒米を含めて、それをこの地域で、例えばつくって売ると。市内でもその酒屋を育成するということまで含めて考えているのか。構想について、どのような検討をされたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 地元の酒造会社の希望による需要の面もありまして、品質のよしあしがありますので、まず品質のよい酒米をつくり、酒造会社から求められるよう、いい物をつくってたくさん酒造会社から欲しいよというようなプロジェクトを、とは思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 5年をめどにということプロジェクトが始まっているということですので、期待を持つわけですが、プロジェクトなんです、外からの評価を待っているだけではなくて、プロジェクトのメンバーがまずどういうメンバーかわかりませんが、その方たちが各地、酒の品質、よしあし、これなんかみずから判断できるような技術と言いますか、舌の問題であったりとか、自分たちで判断できるような状況もつくりながら売り込みができるようなプロジェクト自体も能力を向上させるということも必要だと思いますが、今プロジェクトメンバーというのは、

どのようなメンバーになっているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 愛知県の普及課、農政課、J A、それと生産者、実際に作付をしている方、市役所の農業課であります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今のメンバーの状況ですと、従来の枠から出られない可能性も感じました。新しい発想とか、これから新しいものをつくるということであれば、外の声をだれがどのように集めるのか。よその方たち、有能な方をプロジェクトに引っ張るのか。そういったことも考えていかないと何とかしたいという思いはあったにしても、公務員を中心としたプロジェクトで、果たして先ほどの酒米の郷という大きな夢というのが実現できるのかなという心配をするわけですが、プロジェクトのメンバー、この構成というのは、今後も変更の可能性はあるのか。検討については考えていたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 今後につきましては、外部からの情報も得たいと思いますので、今後議論をしてみたいと思いますが、今年度は試験醸造を県の施設のほうへ委託する予定でありますので、それも参考にしたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

6款1項3目農業振興費、人・農地振興事業、196ページになります。

新規就農者の確保の可能性をどうとらえたかと質疑しました。

昨日も、園芸施設団地造成建設事業のところ、今後の就農の可能性というふうにお聞きしておりますので、重ならないように質疑をしたいと思います。

施設園芸、園芸施設団地、これについては

新規就農者が生まれてきました。

しかし、例えば新城地区、鳳来地区、作手地区におきましても、米づくり農家、田畑で農業を営まれてる方たちの新規就農というのは、なかなか進んでないのが現実だったというふうに考えていますが、施設団地以外のところで、新規就農の可能性、これをどのようにとらえたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 園芸施設団地、品目以外のものではありますが、十分な体制を取っているとは言えません。新規に就農を希望される方も、各地域を見て相談支援体制が十分なところで就農したいという希望がありますが、市外からの新規就農者は、この地域になじみがないという方が多く、雇用労働者、またパート、アルバイトに頼らざるを得ないが、この地域では募集しても人が集まらない状況にあります。

こうした中、現在、奨励作物以外の新規就農者の確保は難しい状況にあります。昨日、今年度から始まりました対策室での計画であります。農業体験ツアー、週末農業体験ツアー、しんしろ援農隊等、雇用の確保をしながら、その他で人・農地プランの更新に伴う集落座談会等により、地域の農業の現状を正しく把握することで、有効な農地利用の方策や集落営農組合の設立などを提案し、地域での新規就農者の受け入れ、協力体制などを促すことによって、なるべく新規就農者が不安なく営農を開始できる環境を行う必要があると考えております。

今後は、支部、所管の連携を強固にするほか、新規就農希望者が求める、より一層のきめ細やかな支援体制の構築を図ることとし、積極的なあらゆるPR活動など、雇用労働者の確保を含めた確実な新規就農者の確保に努めようと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

6款1項6目農村振興費、地域おこし協力隊運営事業、200ページになります。

菅守地区では、廃校の小学校を利用して、若者がそこで運営をするレストランということでは、恐らく期待もされていると考えますが、具体的に地域への経済効果というのは、どの程度生まれたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 「つくで田舎レストランすがもり」の地域への経済効果はということですが、レストランを営業する中で、調理、接客をしている地域住民2名と繁忙期には、地元高校生のバイト先として、雇用の場となっています。

また、メニューは山間地域ならではのシカ肉を使った料理を中心にしたしまして、地域の特産であるトマト、ホウレンソウ、自然薯、山菜などは、地元産を利用して、経済効果を生み出しています。

また、旧学校林の裏山の整備をした際に出る間伐材を利用した炭焼き体験、石がまを使ったピザづくり、三河材を利用した打楽器づくり体験も現在実施しております。

地元住民のできるこつていうものを体験メニュー化いたしまして、地域住民の活躍の機会をつくり、経済効果を生み出していると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

6款2項1目農業土木費、多面的機能支払交付金事業、204ページになります。

地域にとりまして、多面的機能支払交付金というものは、農業を当面支えるという点で、役割は果たしてきたというふうには考えていますが、10年後、20年後を見据えて、この多面的機能支払交付金によって、農業、地域の農業を変えていくという点から判断したときに、費用対効果というのはどの程度出ているのかというのは、疑問に感じました。

具体的に、費用対効果をどのように判断したのか、お伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 坂野農業課参事。

**○坂野公彦農業課参事** この交付金事業につきましては、農用地の水路、農道、ため池、のり面等、農業を支える公共の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金でありまして、農村地域の少子高齢化及び過疎化等により、地域の活動や組織としての共同作業が困難であったり、各農家さんの負担増加に対する支援を行う目的の事業であります。

費用対効果についての御質疑でありましたが、数字的には図り得ない、地域の団結や組織としての役割を担っている事業でありますので、多くの地域でこの事業を活用していただくことが効果に値するものと考えています。

地域の皆さんが区域内の農用地の草刈りや用排水路の維持管理などの農地管理の交付金だけでなく、新たな農道の舗装や用排水路を整備されるといった、この交付金事業を活用した資源向上活動としての施設の長寿命化のための活動を計画的に取り組み、着実に組織を運営されてる地域もあります。そういった地域としての活動が地域愛であったり、地域を担う組織としての団結力であったりということで、この事業の成果と言いますか、効果であると考えております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 白井倫啓委員。

**○白井倫啓委員** 成果は、御答弁のとおりだというふうに認識してきました。

この支払交付金事業というのは、当然必要であったという認識はしているわけですが、ただ、今、農道舗装をしたり、水路の補修をしたり、さまざまな地域の農業を進めるに当たってのハード的な対応はできてきていますが、ソフト的に今、支えている農業者の後継者が、どうなるんだろうという不安を抱えたまま進んできています。

そのところに、どのように、この多面的機能支払交付金、ハードだけではなく、ソフト的に、人材育成という視点も持っていかないと今の農業者が倒れた時点で、支払交付金を使うこともできないという状況が出てくる可能性は非常に高いというふうに考えています。

その点から考えて、多面的支払交付金事業、この方向、費用対効果という点では、人材育成という効果、この点も加味すべきではなかったのかというふうに考えますが、その点についてはどのように判断されてきたのか、お伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 坂野農業課参事。

**○坂野公彦農業課参事** 農業そもそものつきまちは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能を有しており、その利益は広く国民のみんが享受しているものであります。

この多面的機能の活動組織の例としましては、活動の組織として登録できる団体として、農業者のみで構成される活動組織、それから農業者及びその他の者で構成される組織という2種類があります。

その他の者で構成される組織と言いますのは、農業者と、あと地域住民の方、それから地域のPTAの会、それから消防団、それから婦人会、老人会につきましても、この組織として登録ができることになっておりますので、いろいろな面で、こういったところにも働きをかけ、そういった組織に登録をしていただいて、こういった事業を活用していただけるよう、これからもPRしていきたいと思っております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 白井倫啓委員。

**○白井倫啓委員** 地域のさまざまな団体の方たちも含めて、地域農業を支えようと。地域の環境を守ろうという、その趣旨も理解してきました。

先ほどの質疑は、その活動の中心にあるのが農業者です。農業者がいなければ、この多面的機能支払交付金事業というのはなり立たないんで、農業者の後継者、これを育てるために今の事業をどのように活用するのかという視点が必要だったのではないのかという質疑でした。

農業者そのものをどうつなげていくのかという視点で、お金の使い方も考えていく必要があったのではないかと思います。人材、農業者の人材育成をどのようにしようと考えていたのか。そこのところは地域にお任せしただけなのか、行政として、将来に不安を感じ、その点については議論を始めたということなのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 坂野農業課参事。

○坂野公彦農業課参事 この事業を活用して、展開していくこと自体が農業者を支援していくことにつながりますので、こういった活動を通じて、後継者が育っていくことを願うわけであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

6款3項2目林業振興費、水源林対策事業、206ページになります。

さまざまに、山の管理に入っていると。進めてきたということなんです。新城市の森林面積全体から考えていきますと、なかなか比率は多くないようにも思いますが、これから進めていくべき面積のうち、未整備面積割合はどの程度と判断したのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 本事業は、豊川水源基金の助成を受け、水源林区域の間伐を初めとする森林整備を推進するため、1期5カ年の事業計画期間により実施しているものです。

平成28年度より、平成32年度までに、新たに903ヘクタールの整備計画を策定し、事業を進めております。

昨年度の整備実績は、153ヘクタールとなっており、残る整備予定面積750ヘクタールを本年度を含めた4カ年で進めていく予定です。

この事業における未整備面積の割合は、約83%となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 残された83%という面積、今、森林環境税とか国への要請が始まっているとか、「あいち森と緑づくり税」、これもいつまで続くかわからんという不安の中でもあるというふうに考えていますが、この83%を進めるに当たって、どういう不安を感じていたのか、今後どのように進めていくべきなのか、どのように検討されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 この水源林対策事業の事業量につきましては、愛知県と流域8市町村の負担金により、事業額が確定し、それに基つきまして、事業量を算出しております。

それを水源地域、新城市を初め、設楽、東栄、豊根の4市町村の中で、森林面積により配分を行っております。

森林組合への施業申し込み等を勘案しまして、その5カ年の事業量を策定しまして、毎年の事業量の算出を行っております。

内訳ですけれども、人工造林が5ヘクタール、下刈りが40ヘクタール、枝打ちが25ヘクタール、除伐が15ヘクタール、間伐が698.79ヘクタール、間伐推進が94.2ヘクタール、天然林育成除伐が25ヘクタールとなっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑したのは残された83%、まだたくさんあるという、先ほど御答弁だったもんですから、今後の森林税がどう創設、国の森林税がどう創設されるかもわかりませ

んが、さまざまな費用、これがなければ、なかなか回っていかん事業でもあると思います。が、どのようにお考えになったのかということをお伺いしました。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 済みません、豊川水源林対策事業ではないんですけれども、その辺は。答えてもよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 了解しました。

次に移ります。

6款3項2目林業振興費、人材育成事業について、お伺いします。

206ページになりますが、新規就労者の雇用が実現したということは、喜ばしいことだったというふうに思いますが、新規就労者の雇用が実現した要因というのは何だったのか。なぜ林業に職を求めたのか。その点についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 人材育成事業につきましては、先ほどの水源林対策事業と同様、豊川水源基金の助成を受け、平成28年度から5カ年の事業計画により、新城森林組合において、3名の人材育成を進めています。

近年、新城森林組合が実施する業務は、各組合員の山林管理を初めとしまして、市有林や国有林での間伐実施、また愛知県の取り組む「あいち森と緑づくり事業」での間伐実施やその事業地の取りまとめ業務、それから森林の集約化や森林経営計画の認定請求など、多岐にわたり、日々、多くの森林整備に取り組んでいただいております。

こうした安定的な事業量を確保して、業務を実施していることによりまして、計画的に森林整備が進むとともに、雇用の創出や新規就労者の確保につながっているものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 新規就労者の方たちが仕事確保できて、雇用という形で募集もできるということなんです。雇用された方たちの思い、林業に従事するという思いというものは、具体的に確認されたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 今回、新規に雇用されている方は、新城市内ではなくて、名古屋ですとか千葉のほうから見えてる方で、若い方もいるわけですけれども、やはりそうした都会の生活での就職ではなくて、こうした山の中で、自然の中でそういった森林整備ができるといったことに対するやりがいとか、そういったことを考えて、こちらのほうに新規に就職されている方もみえますので、そういった方とさらにいろんな意見交換をして、人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 新規就労者の方が市外から来られていると。

山の仕事に対して、魅力を感じているということだったというふうに認識しましたが、林業というのは、新城市見てみれば面積の80%後半のところにあるかと思いますが、林業で外からの若者、これを呼び込むという可能性というものを感じていたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 昨今の森林整備、特に間伐等につきましては、高性能林業機械というスイングヤーダですとかプロセッサ、フォワーダという、そういった大型の機械を使いまして、間伐のほうを実施しております。

そうした高性能林業機械については、非常に操作も難しいと言うか、レバーですとか、ボタンでこの機械を操作して操っていくわけですけども、昨今はそうした若い人たちがそういった機械の操作に対して興味を持って就職するっていう事例もございまして、本市内

の森林組合におかれましても、作業員の中にはそうした親子で作業班を編成して、若い人がそういった高性能林業機械を扱って実際に現場で作業を実施しております。

そういった可能性は、これからも多々あると思いますので、そういった方々が林業に従事し、研修を受けて定着していけるように、今後も人材の育成に努めてまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 決算審査意見書のほうから、6款農林水産費、21ページです。

翌年度繰越額及び不用額について。

アとして、翌年度繰越金の市有林管理事業の実績を伺います。

イとして、平成27年度決算額とほぼ同じとなっていますが、予算から執行における不備な点はなかったのか、お伺いいたします。お願いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 最初の翌年度繰越金の市有林管理事業の実績ということですが、TPPによる新たな国際環境のもとで、生産性向上等の体質強化として、合板製材工場など、原木の安定供給を図るため、間伐材の生産に対し、国による新たな補助制度「合板・製材生産性強化対策事業」が平成28年度より施行されました。

本市においても、積極的な搬出間伐を推進するため、市有林管理事業において、本事業を活用することとし、平成28年度は横川北山市有林において、1.09ヘクタールの間伐を実施いたしました。

平成29年度においても、引き続き本事業を継続し、市有林の搬出間伐を実施するため、当初予算において計上を予定しておりました。

しかし、米国の情勢変化に伴い、TPP合意の先行きが不透明となったことを受け、国

が次年度の事業予定については、平成28年度の国の補正予算にて対応する方針としたために、本市におきましても、3月議会にて補正予算を計上しております。

年度末での補正のため、年度内での事業実施は困難であることから、翌年度へ事業繰越を行ったものであります。

なお、この繰越額602万3千円につきましては、今年度、平成29年度に北山市有林において、約4ヘクタールの搬出間伐を実施していく予定です。

続きまして、イの平成27年度決算額とほぼ同じとなるが、予算から執行における不備な点はなかったかについて、お答えいたします。

森林整備における本市の間伐推進は、新城市森づくり基本計画に基づき、市内で毎年約1,570ヘクタールの間伐を目標に施業を推進しております。

市有林においても、森林経営計画に基づき、間伐施業を進めておりますが、現在の木材価格の低迷等から、市有林での適正管理を進めるに当たっても、各種助成制度を積極的に活用し、事業費の縮減と効果的な間伐施業に努めることは、大変重要なこととなります。

今回、情勢変化等の影響を受ける中で、確実な森林整備を進めるための財源確保措置として、やむを得ず年度末にて補正予算を計上することとなり、事業の実施については、繰越措置として対応せざるを得ない状況となりました。

今後も、国の動向や県との綿密な情報共有を図りながら、限られた予算で事業を適正に執行できるよう、効果的な事業の推進に努めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出、7款商工費の質疑に入ります。  
最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、7款1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業として、216ページです。

観光PR事業費補助金を観光協会に交付しております。

そして、その費用に対して、どのような事業を実施したのか。

また、その事業によってどのような成果があらわれたか。お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 観光のまち新城PR事業では、観光PR事業費補助金として、市観光協会に補助金を交付し、「大河ドラマおんな城主直虎」ゆかりの地を中心としたPR事業を実施してまいりました。

この事業では、ゆかりの地を紹介するパンフレットの作成のほか、大小ののぼり旗の設置、雑誌への広告掲載、旅行会社への売り込み等を行ってまいりました。

また、奥浜名湖観光協会との連携事業がありますが、「タイガープロジェクト」の事業で、両地域の観光事業者を対象とした「おもてなしセミナー」やゆかりの地、観光施設、飲食店等をめぐる「虎虎ラリー」と題したスタンプラリー等を実施しております。

このほかにも、ゆかりの地周辺の市民活動としまして、柿本城や宇利城では、地域の皆様が大河ドラマを契機に、イベントの開催や環境整備、ボランティアガイド等の活動が始まっております。

取り組みの成果としましては、鳳来寺や柿本城のあります道の駅「鳳来三河三石」等の入り込み客数に大きく反映されているという状況ではありませんが、旅行会社がゆかりの地を含めたバスツアーを企画販売していると

ともに、スタンプラリーにつきましては、これまでに約250人の方から返信はがきが届いております。参加者やスタンプ対象店舗からは好評をいただいております。

これから年末に向かいます。大河ドラマがますます盛り上がりを見せるというのを期待しておりますが、11月に鳳来寺周辺で開催します、もみじまつりでは、大河ドラマに関連した事業の実施をたまたま計画中であります。本市の取り組みのクライマックスの1つとして、盛り上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 いろいろ観光協会に補助を出した。その事業の内容、また成果を答弁としてお聞きしました。

ちょっと1点だけ、詳細がもしわかれば教えていただきたいんですけども、成果報告書にも書いてあるんですけども、5万部ほど観光ガイドブックですか、増刷をしたりして、資材等の費用と観光協会に補助金が267万円ぐらい出ているんですね。総額400万円余のうち。この観光協会がそれぞれの印刷物の増刷やいろんなのぼり旗やいろんな事業を行ったんですけど、267万円の中に、そういう材料費ばかりですか、それとも人件費的な補助も入っていたかどうか、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 この補助金の中には、宣伝PR事業、イベント経費、事務費もありますが、人件費については入っておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 7款1項3目観光振興費、観光のまちPR事業、216ページになります。

加藤委員の質疑に対する答弁で、どのような事業を行ったかというのは理解をしました。

その中で旅行会社等への売り込みをどうか対外的な取り組みも含まれていたというふうに認識しました。

対外的に話をすれば新城市に対して、こういう点をもう少し充実したら観光客ふえるんじゃないのかとか、前向きな指摘もありますし、現状に対する不満もいろいろ出てくるんじゃないかと思いますが、PRに行かれたときに、新城観光政策に足りないという点を意識したことはあったのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 観光PR事業として、観光課ではパンフレットの提供、配布を含めて、平成28年度は、年間19カ所のところでPR展を行ってまいりました。

それらは、県とか東三河等の連携事業として参加するものから、JR東海とかJAF等の民間事業者との連携によるものまで、さまざまな形態がありますが、会場の場所、来場者の客層等を考慮して、より魅力的にPRできるように工夫しております。

しかし、行政機関が実施しますPR事業でありますので、飲食店、宿泊施設、土産物店等の観光事業者を前面に出したPRを行うことが難しいため、観光産業に直接つながるPR活動を展開しにくいことが課題となっております。

今後は、本市特有の歴史、文化、自然を素材としながら、観光事業者との連携を深めることで、より効果の高い観光PRができるように検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 公の機関としては、なかなかPRしづらいところがあったということだったんですが、逆に公の役所でありますので、率直に民間業者からも声を確かむ、PRに行ったときのお客さんたちからも声をしっかり

つかむ。新城市の観光政策に何が足りないのかということは、意識的に声を集めるということが行政にも求められていたと思いますし、その声を地域の業者、観光業者の皆さん、旅館業者の皆さんに伝えるという、この繰り返しをしていかないと新城の観光の中身、これが変わらないのではないのかなというふうには考えますが、積極的なさまざまな旅行者との話、この中では踏み込んだ議論はなかったのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 PR活動、市外へも出て、アンケートを取ったりして、利用者の方からはそういう御意見のほうをいただいて、反映できるものは反映しております。

旅行会社につきましては、なかなかそういう連携してやってる事業もありますが、より効果的になるように今後も努めていきたいと思っております。

外へ出ていって思うのは、本市には観光資源がたくさんありますので、そういった今までのこういった観光資源をより磨きをかけて、これからまた際立たせていけるように、観光課としてサポートしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 7款1項2目、商工振興費、企業用地等開発推進事業、214ページです。成果報告書では99ページに当たっております。

成果について、具体的に伺い、課題の有無と内容について、伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課参事。

○長屋匡紀用地開発課参事 平成28年度の本事業の主な内容としまして、新城インター周辺地区企業用地の造成に向け、施行主体である新城市土地開発公社に対し、事業区域の用地購入費として、補助金を交付したものであ

ります。

この補助金の執行内容は、新城市土地開発公社により、農地法の許可の関係で取得できない農地を除くすべての事業用地について、計画どおり用地買収を完了しております。

また、開発行為等の諸手続につきましても、平成30年度に予定する造成工事に支障を来さぬよう、関係部署を事前に協議を終了しており、今年度中には、各種の許可申請書を提出する予定となっております。

以上のことから、今現在、成果としましては、順調に事業が進んでいる、図られているところでございます。

今後の課題としましては、最終的な目標達成は、進出企業への土地売却であります。この売却を可能な限り早く終えることであると考えております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山崎祐一委員。

**○山崎祐一委員** 次に進みます。

7款1項2目、商工振興費、企業立地奨励事業です。214ページ、成果報告では98ページになります。

これも、成果について具体的な内容、課題の有無と内容について、伺います。

**○丸山隆弘委員長** 加藤商工政策課長。

**○加藤宏信商工政策課長** 成果についての具体的な内容ですけれども、平成28年度の成果といたしまして、販売区画数の実績2とありますが、新城南部企業団地の区画番号②を南北に分割いたしまして、南側の区画の販売、区画番号⑨を売却したものです。

もう1つ、成果実績といたしましては、新城市企業立地奨励条例に基づきまして、立地奨励金を3社、合計307万1,561円を交付いたしました。

内訳は、新城八名井企業団地内の企業2社、新城南部企業団地内の企業1社です。交付期間は5年度間になっております。それぞれ5年目、3年目、2年目となっております。

この立地奨励金制度の優遇措置は、立地企業にとってはインセンティブになり、設備投資の軽減を図ることが出来ますので、引き続き優遇制度をPRするとともに、企業団地の早期売却を図りたいと考えております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○丸山隆弘委員長** 質疑なしと認めます。

歳出、7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出、8款土木費の質疑に入ります。最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

**○鈴木眞澄委員** 8款4項3目震災対策費、住宅耐震化促進事業、232ページ、2点お聞きします。

耐震改修と耐震シェルターの普及ができなかった要因は。

2点目、今後どのように生かされるか。

**○丸山隆弘委員長** 星野都市計画課長。

**○星野隆彦都市計画課長** それでは、お答えさせていただきます。

平成28年度における耐震改修補助費の執行率は、80%でありました。

それ以外の事業につきましては、耐震シェルター設置費補助が30%、木造住宅取り壊し工事補助が25%と、低い執行率でありました。

平成27年度に、これらの要因究明のため、耐震改修に関するアンケートを実施し、その結果から耐震改修が伸び悩んでいる要因といたしまして、改修費用が多額である、後継者が不在である、耐震改修工事に対する不安などが挙げられており、当課の職員が行っておりますローラー作戦で直接お話をする中でも、耐震改修費用が多いであつたりだとか、後継者が不在であつたりというような声が多く出されております。これらが要因であると考えております。

今後どのように生かされるかでありますけれども、耐震改修を必要とする建物の多くは、建築面積が大きく、しかも壁の少ない構造となっております。

これによりまして、多額の改修費が必要となり、しかも後継者が不在であるということから、なかなか改修に結びつかないというのが現状であります。

そこで、耐震化率の向上に直接、数字が結びついてくるわけではございませんけれども、耐震改修促進計画の目的であります地震による死者や経済被害を減らすため、耐震シェルターに力点を移動するということを考え、進めることといたしました。

そのほかといたしまして、お出かけ講座、小中学校への出前講座やローラー作戦など、直接、職員が耐震化の必要性を説明する機会をふやすとともに、パンフレットを作成し、ポスティングを行うなど、ソフト面の充実を図っているところであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今、説明は理解はして、なかなか進んでこなくて、耐震診断はある程度できたけども、耐震の事業としては、足踏みをしたという、いろんな今、理由を述べていただいたんですけど、現実そういうことは、理解はするわけです。

毎年、毎年この形は、またいろんな形で今後はローラー作戦とか、いろいろなことも地道にやっていくということなんですけど、耐震シェルターなので、もうちょっとお聞きしたいんですけど、平成27年度は5件を予定しとって、成果報告書も見ると、平成28年度は3件を目安にして、余り目標がないから設定を低くして、3戸の目標にして、1件の成果が上がったという、何で3件に落としたのか、またできないから、みんな興味を持っていただけないから、そういうもので何か要因があったんではないかなというふうに思ったんで

すけど、その点についてはどうでしょう。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 平成28年度につきましては、平成27年度実績を踏まえまして、予算のほうを計上させていただいたところがあります。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、8款4項1目都市計画総務費、中心市街地活性化対策事業でございませう。ページ数は228でございませう。

毎年これ同じ金額だと思うんですけど、定期的に、まちづくり活動補助金として支出しているようであります。その活動の内容と成果をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 当該補助金は、中心市街地の活性化を図るために行うまちづくり事業、要綱では、景観整備、講演会や研修会の開催など、住みよいまちづくりをするために実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものであります。

平成28年度の交付団体は、新町地区まちづくり協議会1団体でありました。

成果であります、規約にある新都市の都市景観を含めた中心部のあり方及びその実現方策の研究並びにまちづくりに関する活動を行うこととしており、平成28年度の活動内容は、都市計画道路新町線の街路樹等の管理、街中景観向上のための活動、まちづくり憲章の周知などの活動を実施いたしました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 平成28年度は、今の答弁ですけど、新町まちづくりということで、私は毎年、新町まちづくりかなと思ってたんですけども、毎年このまちづくり補助金っていうのは、いろんな団体があつて、違う団体にも交付してるっていうことですかね。

それから、この今回の平成28年度は、新町まちづくりというような答弁であったんですけども、何か今のを聞いていると、何か街路樹の剪定だとか管理、また講演会の開催だと。何か補助金と言うよりも、何か維持管理費的な面が非常に強いような感じがするんですけども、ちょっとその点について、この毎年20万円出てるのが新町以外でも前年度以前にはあったのかどうか。

それから、今の活動的な面が本当にこの主要成果報告書にも書いてあるんですけども、この中心市街地活性化の先進的な取り組みを行っている。定期的に行っているのが先進的になるのかどうか、ちょっとわかりませんが、先進的につていうことは、全国に先駆けて、ないことを毎年こう手がけているという事業があつていいんですけども、街路樹の剪定が先進的な取り組みになつてくるのかどうか、非常にあやふやだなと思いますので、その2点についてお願いいたします。

**○丸山隆弘委員長** 加藤委員に申し上げます。質疑は、一問一答をよろしくお願いいたします。

星野都市計画課長。

**○星野隆彦都市計画課長** 新町まちづくり協議会以外の団体はあるかということですが、今この交付対象となるべき団体につきましては、新町まちづくり協議会1団体でございます。

以前には、新町まちづくり協議会以外に、ちょっと名前のほう、具体的に忘れてしまいましたけれども、栄町線の関係のまちづくり協議会というものがありまして、交付しとった経緯がございます。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 加藤芳夫委員。

**○加藤芳夫委員** それでは、ちょっと今の点について、確かに以前、栄町先線の駅前的なまちづくり協議会つていうのはあつたと思います。それが御理解するんですけど、それは

以前からもうストップしておつて、そうすると、今のこの20万円つていうのは、もう何年来つて言うか、5年とか10年、ずっと新町まちづくり協議会ですか、これに対して交付つていうことは、当然、交付申請があつて、交付内容を審査して、初めて決定、補助金の決定されると思うんですけども、先ほどの答弁から聞いておると、どうもそのまちづくり協議会に対しての交付が、もう当たり前のようになつて、維持管理的な面が強い要素の補助金になつてる。ちょっと補助金の要綱からいくと交付目的がちょっと違うのではないかなと思うんですけど、その点について、今後どのように考えていくかつて言うか、決算ですので、今年度についてはどのように考えて、また今後についてもどのように考えてるか、ちょっとお願いいたします。

**○丸山隆弘委員長** 星野都市計画課長。

**○星野隆彦都市計画課長** 平成28年度の決算審査におきましても、監査員の方からも、今、加藤委員が言われたような御指摘のほう、いただいているところであります。

当課といたしましても、この事業の有効性であったりとか、公益性というものは認めていただきたいというところではございますけれども、やはり補助金の公平公正という観点、また長い時間この補助金が使われてきたという経緯等も考えまして、これからはなるべく自主財源で賄つていただけるような方向、また自立に向けて活動をしていただけるようなことに対しまして、この協議会とも話し合いを進めていきたいなというふうには考えているところであります。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 加藤芳夫委員。

**○加藤芳夫委員** 今、大分いい答弁とつて言うか、今後について改善点が見出してきたなと思います。

私も、以前からずっとこのまちづくり補助金つていうのは、なぜこの、金額的には少な

いって言うか、市の税金を使う中では小さいかもしれませんが、本当に先進的になって言うか、発展的になって言うのか、まちづくり協議会がこの補助金をもって市民の皆さんに応えられるようなしっかりした補助事業をして、市民に応えていただけるならいいんですけども、清掃管理等に使ってるだけ、詳細はよくわかりませんが、そういうのはやっぱり補助金ではないと私は思っております。

ですから、今、答弁いただいたように、これから今後改めていただいて、新しいまちづくり協議会が全国に先駆けて、新しい先進的なことをやるっていうのは、これまた交付申請のときにしっかり審査していただいて、回答を出していただきたいと思います。これは意見でございます。よろしく申し上げます。

**○丸山隆弘委員長** 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、山崎祐一委員。

**○山崎祐一委員** 8款3項1目河川費、河川改修事業、決算報告書では228ページに当たります。成果報告書では103ページに当たります。

殿田川改修の具体的な事業内容と成果について伺います。

決算書のほうには、この具体的な名前は書いてありませんが、報告書のほうに書いてありますので、その辺を踏まえてお願いいたします。

**○丸山隆弘委員長** 長谷川土木課参事。

**○長谷川泰史土木課参事** 殿田川の改修につきましては、市道石田豊島線と豊川との中間付近で、豊川へ流下していきまして、最初に直角に折れる箇所であります。幅2メートル、深さ60センチのプレハブ水路でしたけれども、長年の侵食により、河床は大きく洗掘され、護岸のコンクリート板の損傷も激しく、流れを著しく阻害している状況でした。

対策として、屈折部約11メートルの区間について、コンクリートによる三面張りの現場

打ち水路とし、護岸を30センチかさ上げするとともに、護岸上部ののり面部分に張りコンクリートを施工したものでございます。

この改修によりまして、洗掘や護岸崩壊を防止し、流下能力の改善を図ることができました。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山崎祐一委員。

**○山崎祐一委員** 私も、この殿田川沿いで水稲と言うか、水田をやっているわけなんですけれども、ことしの6月でしたかね、ちょっと大きな出水があったときに、この中流域と言うか、やや上流域の改修によって、流水速度が速まったのか、下流に近いところでかなり、以前の、これまでの感覚だと、そこまで堤防と言うか、を乗り越える、越水することはなかろうというような判断だったんですが、かなり道まで、市道まで乗りこぼれたような、覆ったようなことがあったんですが、その辺の成果、効果という意味において、ある1カ所をいじると、下流部分でまた越流したり、はんらんとまでは言いませんけれども、そんな事態にもなるわけなんですけど、全体の計画に基づいて、きちっとこう整備された効果があったというふうな判断なのか、その辺の認識について伺います。

**○丸山隆弘委員長** 長谷川土木課参事。

**○長谷川泰史土木課参事** 殿田川の状況といたしましては、豊川との合流に高低差が少なく、豊川の増水時には水がはけ切れず、滞水してしまいます。

さらに、水位が上昇いたしまして、殿田川の樋門水位が3メートル50を超えると逆流をしております。

こうした地理的、それから地形的な条件から、現状で可能な改修対策といたしましては、水の流れを阻害する護岸の草刈り、それから堆積土の除去、また今回の工事のように、護岸崩壊が発生した箇所、また発生のおそれのある箇所の改修を行うなどいたしまして、流下

能力の維持向上で対応をしていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 こういう河川は、この殿田川だけではなくて、市内には幾つかあると思いますので、この問題ではなく、一般的に通じる、公益に通じるという観点で、質疑させていただきますが、実際この川というのは、御存じのように、かなり鋭角と言うか、ほぼ直角に曲がって、線形がそういう形に2カ所、3カ所であってると言うんですけれども、この何年かに1回にある出水、大雨、台風なんかによって、必ずと言っていいほど、市道豊島石田線ですが、地元では3号線って言うんですが、これが浸水するという事態があるわけで、これがいつも避難勧告の原因になって、その上流部にある杉川のほうはかなり樋門もいいんですけれども、この殿田川の樋門というのは、年に1回ぐらいは必ずあの辺がこう滞水って言うんですか、はんらんするってことを招いてるわけです。

今回のこの工事を通じて、やはりいろいろな成果の検討もあったと思うんですけれども、もう少し抜本的な改修と言うんですかね、そういうのが必要だという認識に至ったのかどうか、この1年たって、ほぼ半年ぐらいたってみると、また川の中は泥がたまって、そこに草がたまって、かなり流水状態もよくないわけなんですけれども、同じようなことを繰り返してしまうわけなんです、何か私としては、抜本的な対策というのが必要ではないかと思うわけです。それは新城市内で唯一いつも台風が来ると、あの辺が冠水して避難勧告、豊島地区の避難勧告に結びついていくところでもありますので、その辺の評価について、1回伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 長谷川土木課参事。

○長谷川泰史土木課参事 殿田川がほかの、他の河川よりも大変厳しい状況と言うのは認識をしております。

豊川に流れます石田豊島線から豊川までの河川の殿田川の河川勾配でありますけれども、約0.068%の勾配であります。これを換算しますと、約1.5キロ流れて1メートル下がるというような、大変緩い勾配であります。

そういった状況、河川勾配の中に、周りに耕作地、田畑があるわけでございますので、河川勾配を急にして、豊川に流すというようなことが、出口も決まっておりますので、大変難しい状況かと思えます。

上流のはんらんをとめるために、河川断面を広げるためには、高さを上げるしかなくなりますけれども、そうしますと、今度、水田の排水が困難になってくるというような状況にもなりかねません。

そんな状況で、現在のところでは、今ある水路の能力の維持向上しかないのかなというふうに判断をしております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 現在の段階では、恐らくそうであろうというふうに、答弁内容は私も想定していたわけですが、樋門とも関連しますので、それこそ唯一のこの台風が来ると、ほぼ必ずと言っていいほど、避難勧告が出る地域の一番のもとですので、きちっと豊川、樋門から出た豊川の本流に結びつくところの、あの護岸あたりに葦が生えてるあの問題だとか、そういうものについてもしっかり対応して、この流水をうまく処理するということをやっていただきたいと思います。

次に移ります。

8款4項1目、都市計画総務費、中心市街地活性化対策事業、228ページです。成果報告書では104ページに当たります。

成果について、具体的に伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、お答えさせていただきます。

平成28年度中心市街地活性化事業の主な事業は2つで、1つは、新城駅南地区整備事業、

2つ目は、中心市街地にぎわいまちづくり活動事業補助であります。

主要事業施策成果報告書での2つの成果指標は、活動指標で行っておりまして、それぞれ実施をいたしましたという活動成果となっております。

具体的には、中心市街地活性化事業では、物件調査再算定業務委託及び土地評価業務委託を実施いたしました。

物件調査再算定業務委託は、平成28年度に土地開発基金で購入させていただきました4件の物件について、購入年度への時点修正を行ったものであります。

土地評価業務委託につきましても、当該土地の買収単価を決定するための標準地価格を評価したものであります。

次に、市街地にぎわいまちづくり活動補助であります。当該補助金は、中心市街地の活性化を図るために行うまちづくり事業、要綱では、景観整備、講演会や研修会などの開催など、住みよいまちづくりをするために実施する事業に対しまして、予算の範囲内で補助金を交付するものであります。

平成28年度の交付団体は、新町まちづくり協議会1団体でありました。

成果ですが、規約にあります新都市の都市景観を含めた中心部のあり方及びその実現方策の研究並びにまちづくりに関する活動を行うこととしており、平成28年度は、都市計画道路新町線の街路樹等の管理、街中景観向上のための活動、まちづくり憲章の周知など、活動を実施させていただいたところであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 前年からの継続的なものだ。それから新規の事業を加えたものだ、補助金等だということであったかと思いますが、この中心市街地というものに対する考え方で、結論的に言いますと、もう少しスピードアッ

プしてはどうかということなんですが、やはり新都市の顔であるという意識はまだあるわけですね。外から来た場合に、最初におりるところという意味での新都市の顔ということもありますので、時代としては、これで新庁舎が完成して、大手門通りと言うか、筋が通っていくわけですね。そうしたところに今のまま昭和の時代と言うか、その面影を残すような新城駅舎があつて、一方では、東のほうではインターが開いて、中心市街地というそのものの位置づけと言うか、イメージが大分このインターと、この新庁舎ができることによって変わってくると思うんですね。これ市民の意識の中で、数年で大きく変わってくるように私には思うわけなんです。このままのこういうこの成果という意味で、今のスピードでいいのかなというふうに思うわけなんです。この成果という意味において、現時点でどう認識しているのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 中心市街地活性化基本計画の中では、多くの事業が計画されているところであります。

また、特に新城駅前におきましては、栄町線の延伸並びに駅前広場の整備ということで、事業を進めてきたわけでございますけれども、地権者同意等がなかなか難しい中での事業ということで、今、暫定で駅前整備をさせていただくという方向性の中で進んでおります。

今のスピード感でどうかということでございますけれども、やはり事業を進めるに当たりまして、地区の意見、また地権者の御意見というものは、尊重されるべきであるというふうに考えておりますので、それらの同意に向けては、かなり時間の要する事業であるというふうには認識しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと中心市街地の

認識としては、やはり新城駅を中心としたものだという理解で、そのために今の事業を行っているし、今後とも続けていくということですか。

先ほどちょっと申しましたように、インターが開いたり、庁舎ができてきて外側の周辺環境が大きく変わりつつあるわけですね。

そうした中で、従来の定義と言うか、位置づけの中の市街化整備という、そういう観点で、まだずっと進めていくという考え方ですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 新城の顔ということで考えた場合に、新東名のインターチェンジは道路の顔でありまして、新城駅を改修というのは、これは鉄道の顔ということで、それぞれの顔があらうかと思えます。

そうした中で、新城の駅の顔というところの新城の駅前といたしまして、駅を中心とした公共施設があります。やっぱりそれらを含めて考えますと、新城市の顔であります駅前周辺整備というものは重要ではないかというふうに考えてるところであります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、8款土木費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、歳出、10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私のほうから10款5項2目、文化振興費で図書館（ふるさと情報館）事業で1点質疑をさせていただきたいと思えます。

ふるさと情報館の図書館の貸し出しのほうで年間貸し出し冊数を見ますと、前年度比に比べて3,647冊減っております。

5年前に、さかのぼって比較しますと1万7,000冊貸し出しが減っているということがわかったんですが、この原因と事業成果をどのように今、市は認識しているのか、考えているのか、伺いたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 それでは、お答えさせていただきます。

年間貸し出し冊数の減少の原因といたしましては、スマートフォン等の普及により、本を借りなくても電子媒体で情報収集が可能になったことなど、本を読むことができるなどの生活様式の変化が原因の1つと考えております。

図書館に足を運んでいただくきっかけづくりとして、図書館まつり、折り紙教室、パステルアート教室を開催したり、また若者議会の提案による学習スペースの拡大や什器の買い換えなどにより、居心地のよい環境づくりに今、取り組んでいるところであります。

また、4月からは、つくで交流館図書室でも図書の貸し出しが始まっております。

今後も、利用者数及び貸し出し冊数の増加に向けて、本を読む楽しさを伝えるイベントの開催や企画展示を行っていくとともに、魅力ある蔵書の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 10款1項3目教育指導費、

新城ハートフルスタッフ活用事業、252ページです。

1点目ですが、年々、配置数がふえてきていますが、今後も増員が必要と判断したのか、お伺いします。

2点目ですが、保護者、地域との連携はどのように考えたのか、お伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 牧野学校教育課長。

**○牧野暢二学校教育課長** まず、1点目ですが、学習支援や生活支援、不登校傾向など、特別な教育支援を必要とする児童生徒は、毎年300名程度在籍しています。

ハートフルスタッフを配置していますが、担任を持っていない教員や空き時間の教員が校務分掌事務や教材研究等の時間を割いてかかわっていることも少なくありません。

保健室登校や特別教室等で授業を受けざるを得ない生徒等への対応もあり、人的不足の状況が続いており、まだ十分な人的配置には至っておらず、増員が必要であると考えております。

2番目ですが、保護者、地域との連携ですが、ハートフルスタッフが児童生徒を支援するためには、その児童生徒の家庭状況や個人情報を知る必要がありますので、地域との連携については慎重に判断すべきと考えています。

家庭から様子を見にきていただく等の支援をいただいていることもありますが、学校へ長時間来ていただくことは難しい面があります。

また、通常の学習支援については、多くの学校で保護者や地域に呼びかけているところでもあります。

以上でございます。

**○丸山隆弘委員長** 白井倫啓委員。

**○白井倫啓委員** 人的配置は、まだまだこれから必要だという判断をされたということですが、年々、ハートフルスタッフの方の支援がなければ授業がなり立たないという傾向が

続くという、この根本的な原因、よく言われるんですが、昔はこんなことなかったのに何で今はというようなこともあるんですが、年々ふえていく、ふえる子供たちに対策するのは当然必要なんですが、そもそもなぜふえるのかという、そういった議論というのもされているかと思いますが、そういう要因、子供たちの変化、これはどのようにとらえたのか、お伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 牧野学校教育課長。

**○牧野暢二学校教育課長** 年々ふえていくというのは、これは国からも非常に難しい問題であるということで、全国的に増加傾向にあるのではないかというふうには考えております。

また、その要因としましては、非常に複雑な、一概に言えないところはあるわけですが、発達障害の問題であったり、また家庭の状況であったり、個々に応じて、何がという決め手はありませんが、現在のところ、そうした個別の支援が必要な子供が増加傾向にあるということは間違いのないわけです。特定して、こういう理由によるということは、判断が難しいところではないかと思えます。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○丸山隆弘委員長** 質疑なしと認めます。

歳出、10款教育費の質疑を終了します。

次に、総括の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

**○山口洋一委員** 監査報告書が8月16日付で監査委員さんから出ております。その中の総評というのがございます。総評イコール監査指摘ではないかという理解の中で、質疑をさせていただくということで、御理解をいただきたいと思えます。

総評の中に4点ほどあります。その中で本日は、(2)番の物品管理ということについて、お伺いをしたいと存じます。

新庁舎移転に伴う既存の庁舎にある施設の備品等が円滑に再配置できるように、物品管理規則に基づき、備品管理システム登録データと現品照合、確認業務体制樹立の履行状況について、お伺いをいたします。

○丸山隆弘委員長 夏目会計課長。

○夏目 茂会計課長 監査委員からの意見に対応しまして、新庁舎への備品の移転を円滑に進めるため、規則第9条第2項に基づきまして、会計管理者より、既に備品管理システム登録データに基づく備品点検票を作成しまして、全課に配布しております。

そして、各課の所管する備品の現品照合、確認の把握を行い、その結果を報告するように求めています。

なお、規則のとおり、物品取扱員及びその他所属職員が所管に係る物品の管理に関する事務を行い、その職員を各所属長が監督する。

一方で、会計管理者がその事務の総括として、物品移転の円滑のために有用な報告を求めるなどの対応を講じていくことで、足りるものと考えておりまして、特段の体制を設けるようには、予定はしておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 データ等、入力をする中で、現存するものを照合し、確認をし、潤沢な移行をしようというお心構えであります。

ここで監査委員からここに書かれたということで、その分も含めて、言い方悪いですが、不要な物はこの際、処分をしようということなのかもしれません。これは憶測ではありますが、こうしてそれぞれ備品が新庁舎へ移るという中で、特にこういったファイル等が結構、現存をするわけではありますが、それは恐らく備品台帳には載ってないと思います。関係資料として保有されておみえになるわけであり

ますが、実は過日、愛西市にお邪魔をする機会がありました。あそこもあの庁舎きれいなんですが、実は職員さんの机の上にも何もないんです。仕事してないわけじゃないんです。つまり机の上にぐたぐたぐたっと置いてないということなんです。特に監査事務局っていうのは、本当に何もしてないのかなっていうぐらいきれいなとこでした。

県に行っても、各市町村お邪魔しても、皆さんの机の上にバリアができるほどファイルを積み重ねておりますし、来客した市民の方が本当に職員いんのかなというぐらいのことです。ですので、せっかくの機会でもありますので、整理をされて、きれいな事務所で市民の顔が見え、そして俗に言う、顧客満足という言葉はいけないと思いますが、来訪された市民の方が満足される事務執行ができるようなお心構えについて、お聞きをします。

ちょっとずれてるかもしれませんが、やはりこれは1つの大きな事務改善の、また備品等に関する改善のチャンスだということで、お聞きします。

○丸山隆弘委員長 竹下総務部長。

○竹下喜英総務部長 引っ越しするべき備品等、今シールを貼りまして、確実に素早くできるような体制を整えておりますので、しっかりと行いたいと思います。

それから、文書につきましても同様に、すぐに倉庫に行く物、破棄する物というような分類もしておりますので、しっかりとその辺は対応していきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、総括ということで、平成28年度の財政健全化比率及び資金不足比率ということですけど、決算審査意見書から質疑させていただきます。

実質公債費比率は、前年度比でマイナス0.5ポイント、将来負担比率は前年度比プラ

ス7.0ポイントということです。それぞれは25%、350%の財政健全化比率とはかなり下回っており、健全度は理解しております。

その要因とですね、起債残高っていうのがあると思うんだけど、それに占める合併特例債の割合が公債費比率及び将来負担比率にどのように影響するのか、お伺いしたいと思います。

**○丸山隆弘委員長** 建部財政課長。

**○建部圭一財政課長** 平成28年度財政健全化判断比率のうち、3カ年平均で算定しております実質公債費比率は、対前年度比0.4ポイント減の5.9%となっております。

比率が下がった主な要因は、平成15年度の過疎対策事業債や平成17年度の合併特例事業債の償還が終了したことなど、元利償還金の額が減少したことによるものであります。

また、将来負担比率は、対前年度比7.0ポイント増の32.1%となっております。

比率が上がった主な要因は、将来負担額自体は減少しているものの、都市計画税の充当可能額や基準財政需要額算入見込額などの充当可能財源が減少したことによるものであります。

なお、起債残高に占める合併特例債の割合が実質公債費比率や将来負担比率にどのような影響を及ぼすかという御質問ですが、合併特例債や過疎債など、元利償還金に係る交付税算入率の高い起債につきましては、基準財政需要額への算入額の増加につながりますので、それらの起債の割合が多いほど、この実質公債費比率や将来負担比率を下げる効果となりますので、財政指標を改善することにつながるものであります。

以上でございます。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 昨日の交付税の関係の質疑の中でも、合併特例債、これまでに70億円ぐらいっていう数字だったと思うんですけど、償還が24億円進んで、平成28年度は5億5千

万円程度の償還をしたというような形だったと思います。

ちょっと平成28年度の資料「ザイセイの話」がまだ出てないものであれですけど、平成27年度の「ザイセイの話」の数字からちょっとあれですけども、起債残高が約400億円ございまして、そのうちの合併特例債や過疎債というような交付税措置がある分が246億円ということで、実質は146億円が起債残高ってような説明があるんですけども、146億円あると。

一方、基金を見ますと、これは平成28年度ですけど、90億円ある。基金はそれぞれ使用目的があるもので、なかなか自由に使えるということはないんでしょうけども、実際、市の1つの大きな財布の中としては、90億円の貯金があるというふうに解釈すればできると思うんですけどね。

実際、そうすると146億円で90億円引くと、あと56億円くらい返さなきゃいかんという、そういう数字が出るんですけども、これが机上の空論になってしまうかもしれませんけども。

今回いろんな市民の間で400億円の借金に対する将来不安という形で、いろんな動きがあったわけですけども、自治体の起債っていうのは、借金をして世代間で平等に使うために起債を起こすわけですね。

例えば、庁舎でも50年使えば、50年間で均等に市民が負担するという意味で使っていくにもかかわらず、今の市民が将来不安だけをおおって、孫子に負担を残すなっていうような言い方をすることが果たして正しい行政の財政面の理解かっていうことを考えると、この辺のやっぱり数字的な説明を健全化数値がよくなってると言ったら、よく理解できないと思うんですね、市民は。

ですから、その辺をもう少し実質的な財布に置きかえる、あるいは家庭の財布に置きかえるというような時限で、もう少し市民にわ

かりやすく説明しないと、幾ら数字的に決算比率、健全化比率がよくなっても、実感として、豊かさですとか、将来不安の解消にはつながらないものですから、その辺をもう少し、「ザイセイの話」ほとんど原稿できてるのかもかもしれませんけども、そういう意味での市民への、せっかく「ザイセイの話」を配るであれば、そういうことに対する不安を解消するようなわかりやすい説明を含めた、この健全化比率、起債残高等、その辺をもう少し、しっかりと伝えるべきだと私は考えるんですけど、それについての見解をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 今、滝川委員がおっしゃったとおりだと思います。

ことしの3月に行いましたザイセイの話に関するお出掛け講座でも起債、何で借金をするんだというようなことで、市民の方、借金ばかりして大丈夫かという、そういう不安がすごい広がったことに対して、いや、借金をせずにできれば、そりゃそれにこしたことはないんだけども、やはり今ある、例えば建物を将来的にずっと使う場合には、世代間の負担の公平が必要なんですよ。そのためにこう借金をするんですよっていうような説明をさせていただくとですね、納得をしていたりできる方もあるというような状況で、やはり庁舎のことも含めまして、将来不安を市民の間で、あおるようなことも実際あったかと思うんですけども、それを聞いた一般の方もそんなに危ないんだ、借金ばかりしてっていうようなうわさ的にそういうものが広がっていったっていう面が正直あるのかなと思っておりますが、その辺をそうじゃないんだよという誤解を解くために、いろんな機会、「ザイセイの話」でもそうですけども、お出掛け講座でもそうですし、いろんな機会をとらえて本当の新城市の財政の今の姿というものを正しく御理解いただくために、これからもPRに努めてまいりたいと思いますので、

よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、総括として、新城市決算意見書に基づいたり、全般、私が見ていた財政についてのことで、ちょっとお聞きをいたします。

財政運営は、健全化に向けて努力されていることは評価できますが、財政規律を重視することにより、市民サービスの空白地帯も目につくところがあると思います。

財政を、新城、ちょっと戻りますが、新城市、私が議員になって初めて、12年前ですかね、そのときの新城市の合併当時の財政というのと、今の財政比べると、さま変わりしてるなど、私は思うんです。あの当時、公債費比率が16%ぐらいあったんじゃないかなと思います。それもどんどん下がってきて、4%台まで来たっていうことは、借金依存体制がかなり改善されたということだと思います。

私は、公債費があつたって、市債があつたって、問題はないと思うんですね。市というようなこういうところは徴税権がありますので、徴税権っていうのが結構大きな含み資産になつるとんじゃないかなと思うんです。

ちょっと人の話聞きますと、徴税権で70億円もしかあるとしたら、20から25倍の資産と見ていいよというようなことを聞いたことがあるんですが、それから言っていくと、やっぱり起債残高が今230億円ぐらいありますか。

それと、特別会計を入れると400億円あるんですが、そればつかに振るわんでも十分やっているといますので。

ただ、1つ本当、私、心配するのが財政比率とか健全化ということに余力入れ過ぎて、空白地帯ですよ、置いていかれちゃってる地域が私どうもあるような気がするんです。そういう地域を今後、投資的経費でいいですよ、義務的経費を財政がいいって無理にふ

やすことはないと思いますが、投資的経費の中でも、本当に地域のため、市のために大事なところってあると思いますので、そういう方面にもう少し力入れていっていただけたらいいなと思いますが、その点はどうかね。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 これまでの財政運営を振り返りますと、合併直後に多額の財源不足に陥った反省から、市政全般にわたりまして、歳出削減を断行するとともに、平成20年度には、財政健全化推進本部を設置いたしまして、全庁一丸となって財政健全化に向けた取り組みを推進するなど、財政規律を重視した堅実な路線を歩んでまいりました。

この間の取り組みによりまして、新市の一体的な行財政運営を阻害してまいりましたさまざまな仕組みや旧習旧慣を改め、合併による統一を図ることができました。

それとともに、地域自治区予算制度を新たに創設したことによりまして、地域の課題に対して、よりきめ細かな対応が可能になったのではないかと考えております。

ただ、今後の財政運営につきましては、平成28年度から地方交付税の段階的な縮減が始まっておりますことや平成32年度末で合併特例債の適用期限が終了予定であることなど、これまで以上に厳しいことが予想されます。

したがって、今後も財政規律を注視しながらということにはなりますけれども、必要な事業が着実に実現していけるように、ことしの5月に設置をいたしました第2次新城市財政健全化推進本部の中で、そのあたりをしっかりと検討をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 今、説明いただき、ありがとうございました。

本当に、選択と集中ですかね、そういう面で、すべてのものを一律にしていくんじゃな

くて、本当にここは行政がちょっと手助けせな何ともならんよという地域があるもんですから、その辺のことを常に頭に置いて、行政運営していただけたらなど、私は思います。

今まででも、周辺の過疎地域、小さな集落とか、そういうようなところでも、インターネットは使えるようになりましたし、携帯電話は使える。いろんなことはもうやっていただいていたんですが、何とも年寄りばかりで、その地域にパワーがなくなっちゃった地域があるもんですから、パワーがなくなってきたそれぞれの地域に、でも人が何百年も生きてきて、汗の結晶のようなものもあります。そういうものをここでもイノシシにいいようにこ壊させちゃっていいのかということも思いますので、そういうこともありまして、本当にその地域のそれはすごい財産でもあるし、文化だと思っておりますので、何かそれを私たちの時代になくしちゃうのは、何かさみしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 新城市決算審査意見書についてですが、65ページになります。総評で。

公共施設管理について、利用率の低い施設とは、どのような施設を言うのか。

そして、どのような機会に老朽化問題及び危機感をだれと共有されるのか伺う。

また、不要施設の維持管理経費はどれくらい伺います。

○丸山隆弘委員長 榊原監査委員事務局長。

○榊原法之監査委員事務局長 (1)の公共施設管理について、お答えさせていただきま

す。公共施設には、庁舎、こども園、学校などの公用施設と広く一般に会議室など、貸し出しを行っている公の施設がありますが、利用

率の低い施設とは、公の施設のことを指しているものです。

公の施設の利用率は、老朽化、人口減少、市民ニーズの変化など、さまざまな理由が考えられますが、全般的に低い状況が続いております。

平成27年3月に発行されました新城市公共施設白書によりますと、平成22年度から平成24年度までの3カ年平均値ではありますが、最も利用率が高い「新城まちなみ情報センター」でさえ36.3%という状況で、ほとんどの公の施設が利用率20%未満という状況となっております。

こうした状況を踏まえ、公共施設を取り巻くさまざまな課題について解決するため、本年3月に新城市公共施設等総合管理計画が策定されております。

今後は、この計画を推進する中で、利用率の低い施設が多数存在していること、また施設の老朽化が進んでいること、これらの施設を維持していくため、多額の経費を要することなど、公共施設を取り巻く現状を市民の皆さんへ正確にお伝えし、まちづくりや住民サービスの提供の重要な拠点であります公共施設のあり方について、全市的な課題としての老朽化問題の意識を共有することが重要であるとの考えから、留意点として記しております。

なお、不要施設の維持管理経費はどれくらいになるかとの御質疑でございますが、今時点で不要な施設が特定されているわけではありませんので、お答えができませんので、よろしく申し上げます。

なお、済みません、私のほうで、公（おおやけ）の施設という表現を公（こう）の施設と読み誤りがありましたので、御訂正させていただきます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 済みませんでした。通告書

の中に（２）番というのを忘れてました。よろしいですか。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 私、決算は決算でもう終わったことなので、次どのように進むかということをやっぱり議論していくべきだと考えております。

（２）番言うの忘れてましたんで、職場環境についてですね、時間外勤務が多く見受けられるが、個々の効率の問題か、あるいは職員間の依存度の偏りがあるのか、改善点を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 業務遂行においては、制度変更の有無や時期的な業務集中など、さまざまな要因によって時間外勤務が必要となる場合がございます。

一方で、職員の適正化に努めていることから、余裕のある職員体制とはなっておらず、結果、限られた職員数において、最大の成果が得られるよう努力しなければなりませんので、成果を重視した事業の見直しや業務効率の向上が図れるよう、これまで研修等を通じた人材育成を重ねてきており、個々の職員が持つ能力は、年々高まってきているものと信じております。

しかしながら、年々変化する国、県の制度や新設される業務に対応するには、どうしても主に担当する職員を置くこととなるため、ある年度、あるいはある特定の時期に、その職員の時間外勤務が多くなってしまふことは避けられない実情でございます。

そこで、所属長は、時間外勤務の多かった職員について、時間外勤務命令状況報告書を人事へ提出することで、勤務内容の把握に努めるよう依頼しておりますので、今後も引き続き、時間外勤務自体の縮減はもとより、特定の職員へ過度に業務が集中することがないよう注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 (1) についてですが、不要施設の維持管理経費っていうのが今、把握されてないということだというふうにお答えなさったと思うんですが、今のこの経費が把握されてないのに、公共施設白書を次にこの出して、じゃあ次どうその後、公共施設をどうするのかっていうことは、検討する材料にならないと思うんですけど、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 御質疑をいただきましたのが不要施設の維持管理経費ということでございましたので、新城市の公共施設白書の中では、各個別施設の維持管理経費、コストがどのくらいかかっているかとか、利用状況がどうだとか、老朽化の状況がどうだとかということは調べておりますけれども、どの施設をやめるとか、やめないとか、そういうところを判断しているものではございませんので、それはこれから検討していくということでございます。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 わかりました。私の能力が足りないので、この時間をかけてしまうのは、時間外勤務とかにつながるのかなとも思いますが、時間外勤務というものが必ずしも、時間外にやらなければならないことっていうのは、固定されてるかと思うんですが、それ以上に、5時15分なら15分に終わって帰られるような体制をとるために、一層努力していく、改善していくっていうのはわかるんですけど、どのように改善してくのかということを知っているんですが、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 時間外勤務の縮減につきましては、毎週水曜日を定時退庁日に指定して、庁内に徹底するようにしております。

また、やむを得ず時間外勤務を命ずるような部署がある場合については、所属長が人事

課へ事前協議をして、その業務が明らかに必要であるかどうか、所属長あるいは人事のほうで判断して、水曜日の時間外勤務を命ずるというような体制をとってきております。

また、時間外勤務の縮減に向けての取り組みが徹底できるように、毎年、年度初めの時間外勤務を管理する者の説明会においても、そのことを所属内へ周知するようにお願いしておりますので、そのような常日ごろ、あるいは日常的に時間外勤務が生じないように、所属長、あるいは人事のほうでいろいろ手は打っておる状況でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 今、答えられてるのは、今の仕組みって言うか、今やられてるリアルな状況をどう改善するかということだと思うんですが、もっと大胆に考えれば、先ほど山口委員も言ってましたが、デスクの上に何も無いという、ICT化を推進して、ペーパーレスで行う業務を多くしてダブルウィンドウなり、コンピュータによる作業を共有して、うまく作業効率を図って業務効率を図ることということを促進していくというような、そういった展望が見えないと、この決算の意見書から、どのような改善をしていくのかっていうのは、この所属長に言いましたので、これで変わりますっていうのは、変わらないんですよ、きっと。来年もそういう同じことを言うと思うんですけど。

だからそういった作業効率、業務効率の向上を目指すために、どのようなハードとかソフトを向上させていくのかっていう、そういった改善点が見受けられると、私は意見書に反映した、次の平成29年度に向けた業務となると思うんですが、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 事務事業の効率化というような観点での御質疑かと思いますが、庁内の今、事務処理をしておるスタイルが

ございます。

そのスタイルをコンピュータ化って言うか、IT化してというような今、例えばの例で御提案がありましたけれども、そうすると庁内的にこうハード整備をしたり、またそれに伴う状況、ソフトの面の整備をしたりというような状況が必要となりますので、当然そういう投資をしていくことに対しての有効性も十分検証してのそういう例えばシステムを入れていくというような判断になろうかと思しますので、ちょっと今後、新庁舎へ移転する際に、どのようなことができるかっていう、節目もあろうかと思えますけれども、また今後検討をしていく材料の1つかなと思います。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 打桐厚史委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○丸山隆弘委員長** 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で、第98号議案の質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、今、議題になっております第98号議案 平成28年度新城市一般会計決算認定への反対討論をさせていただきますと思います。日本共産党の浅尾洋平です。

穂積市長は、平成28年度一般会計予算を「しんしろ創生—未来への投資と将来不安の克服を期する予算」と名づけました。その予算案の規模は、過去最大でありまして、歳入、歳出、251億3,600万円と過去最高を21億3,800万円上回る最大規模、またこの水準は今後数年にわたって引き継がれる見通しと胸を張りました。

この積極的予算の土台には、新庁舎建設の住民投票で示されたという市長の人口減少による地方消滅、不安、消費税増税に伴う経済不安、格差拡大の社会不安などが重なった将来不安が背景にあるという認識がございました。

しかし、私は決算質疑を通しまして、果たして市民の不安、将来不安、こうしたこと、克服されたのだろうかと思いました。将来不安は、一層増大しているのではないかと思いました。

例えば、暮らしでは医療、福祉、環境、産業、雇用など、こうしたあらゆる分野で新城市は危機的だと思ったからです。

例えば、第1に、予算に見込んだ市税は、個人、法人ともに減っており、アベノミクスや新東名特需に期待したものの、本市から経済的な活力が失われつつあることがわかります。

商店街には、活気はなく、産業振興のかけ声倒れ、かけ声はあっても、新城のブランドの爆発的な浸透は、今、感じられておりません。

第2に、穂積市長が総合計画の最高位にランクをさせた市民自治社会創造は、自治基本条例と地域自治区条例の施行のもとに、若者議会や女性議会、さらには市民自治や協働のあり方を新たな段階に進化させていく年度と位置づけをしておりました。

しかしながら、市民自治も協働も、市民の自発的な参加や切実な要求に基づく住民の運動とは無縁ではないでしょうか。

その象徴としまして、市長の市政報告会の参加者の人数は452人で、今回の決算では3年連続で目標の500人を割り込んだことがわかりました。

また、市民まちづくり集會も参加者は130人という状況であります。

結局、穂積市長のやり方は、やはり市が主導をして、限られた若者、女性、市民を市が

つくった部隊に動員するという事ではないでしょうか。

例えば、若者議会のチラシには、若者議会委員一同で、「若者議会って名前は知っているけれど、何をやっているかわかんないよね」という声をよく耳にしますと書かれています。

また、大手の新聞で報じられた若者議会も、一番肝心の政策内容や実績にはふれておりませんでした。

決算質疑でも、実績として報告されている事業内容は、例えば、おしゃべりチケットやバブルサッカー教室などは、どれほど市民生活に密着し、切実に求められていたものなのか、かなり疑問であります。

委員会の質疑の中で明らかになったのは、おしゃべりチケット事業は、執行額で42万円の委託費を払って、利用した高齢者はたった3人だけです。こうしたお金の使い方、税金の使い方、税の平等、公平性の観点から考えて、また費用対効果の面からもいいのでしょうか。大丈夫なのか不安で、大変心配であります。

私は、もっと基本的なこと、市民生活の実態を見据えた施策を求めたいと思います。

以上、簡単であります、反対討論いたします。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

山崎祐一委員。

**○山崎祐一委員** 山崎祐一です。賛成の立場で討論いたします。

第98号議案 平成28年度新城市一般会計決算認定についてです。

まず、所属する厚生文教委員会の所管する分野について、申し上げます。

質疑の中で、老人福祉費の地域包括ケア推進モデル事業及び訪問看護事業、児童福祉関連で、放課後児童対策及び放課後児童クラブ整備事業など、いずれも順調に推移してきて

おり、今後の課題についても、きちっと把握し、対策を考えているということが確認できました。

また、教育関係分野においても、人口減少による児童生徒数の減少問題に対し、一定の危機感を持って学校整備等に当たっていることも確認できました。

また、厚生文教委員会の所管する以外の事業についても、国際交流事業だとか、高速バス、それから路線バス事業等について、また起業支援、それからまちづくり事業についてですね、広範にわたるわけなんです、質疑を通して一定理解できました。

詳しくは、本会議で申し上げます。

以上をもって、賛成討論いたします。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

白井倫啓委員。

**○白井倫啓委員** ただいま議題となっております第98号議案に反対の立場で討論します。

昨年度の予算案に反対をしておりますが、一番、反対の趣旨というのは、産業政策が見当たらないということでした。

新東名が開通をしました。ことしはNHK大河ドラマ「おんな城主直虎」ということで、新城市にも風が吹くと言われていましたが、今、新城市各地を回ってみましても、若者がいない。集落の維持が難しい。これからどのように新城市が進んでいくのか不安で仕方がないという声が多く聞かれます。

中心市街地においても、商店街が年々減ってきているというのは明らかです。

新城市全域見ましても、非常に活気が奪われてきているという実態があります。

なぜかと言えば、もう明らかです。新城市で働き場所がなくなっているということです。企業誘致を頑張ろうということで事業も進めてきましたが、企業誘致によってどれだけの人たちが雇用ができるのか。それも疑問であると考えています。一番かなめの新城

の資源である山であり、農地である。この第1次産業に具体的な政策が見られない。この決算審議の中でも、可能性が見えてこないというのは明らかだったと考えています。

予算案に指摘したように、具体的にこの新城市をどのように産業振興で活気のあるまちにしていくかという、その部分が欠けていた。その実態が決算審議の中で明らかになったということだったと思います。

新城市の方向、大きく変える必要が出てきているという視点から、反対討論といたします。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

**○柴田賢治郎委員** 私は、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

第98号議案は、平成28年度新城市一般会計決算の認定でございます。ここで行われた質疑応答の中においては、決算に向けて、行政側がしっかり取り組んでくれた、また事業の意味合いもしっかり理解し、その内容に沿うように頑張っていたいただいた内容を示してくれました。

また、先の、昨年の議会によって認定された予算案に対して、行われた決算でございます。

それゆえ、私はそれらのこともしっかり踏まえた上で、今回の議案に対し、賛成とし、詳しくは本会議で述べたいと思います。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第98号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○丸山隆弘委員長** 起立多数と認めます。

よって、第98号議案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、第99号議案 平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

第99号議案 平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定でございます。

歳入の総括、3点ございます。

1点目、平成28年度、国は全国の自治体に国保制度を支援する給付金を支出しました。

この本市の場合、その金額は幾らで、どのように使われたのか、伺いたいと思います。

2点目、本市の国民健康保険税の1人当たりの金額を伺います。

3点目、愛知県下の自治体の中で、高い順から本市は何位になるのか、伺います。

また、県下の平均金額を伺います。

**○丸山隆弘委員長** 城所保険医療課長。

**○城所克巳保険医療課長** 1点目の保険者支援制度の拡充ではありますが、国等の公費による財政支援拡充の影響額は、約5千万円でありました。

また、どのように使われたかということですが、平成28年度予算が審議されました昨年3月の委員会において答弁させていただきましたが、被保険者の保険税負担軽減を図るため、資産割廃止を含む税率の引き下げを行うための財源として活用したものであります。

2点目の1人当たりの金額ではありますが、介護納付金分を含めた被保険者1人当たりの現年課税分の1人当たり調定額で申し上げますと、10万1,926円でございます。

3点目の愛知県の自治体での順位、平均金

額でございますが、決算見込みの状況をまとめた平成28年度版国民健康保険事業調査で申し上げますと、本市の被保険者1人当たりの調定額は、愛知県下38市の中では、高いほうから10番目であります。

また、38市の1人当たり調定額の平均は、9万6,712円でございます。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、続けて歳出の8款1項1目の質疑に入りたいと思います。

特定健康診査等事業費になります。特定健康診査事業で、316ページになります。

3点ございます。

1点目、健康診断の「個別」は前年度比に比べて約200人ふえております。

そして、一方でヘルスケアの健診、これは「集団」になりますが、こちらのほうは減っております。この主な理由を伺います。

2点目、特定財源のその他の健診等一部負担金とはどのようなものなのか、伺いたいと思います。

3点目、被保険者健康診査事業では、国保税の完納世帯に限るという要件としておりますが、その理由を伺いたいと思います。

**○丸山隆弘委員長** 鈴木健康課長。

**○鈴木英乃健康課長** まず、1点目、ヘルスケア健診の受診者数が減っている主な理由ということでありますが、御質疑のヘルスケア健診の「集団」は、同じく御質疑にあった健康診断「個別」と国保の人間ドックの未受診の方を対象として、新城保健センターを会場に、2月に3日間ほど実施をしたものになります。

したがいまして、ヘルスケア健診「集団」だけを見ますと、受診者数は減ってるように見えるんですが「個別」のほうのと合わせると、逆に前年度に比べて69人の増加となっております。

次に、2点目のほうの特定財源のその他の

健診等一部負担金についてということなんですが、これは今のヘルスケア健診「集団」を受診された方の自己負担金となっております。一般健康診査の分と、あと希望者に行う大腸がん検診の一部負担金となっております。

続きまして、3点目、被保険者健康診査事業につきましては、新城市国民健康保険人間ドック助成事業ということで行っておりますが、これは助成対象を「前年度までの新城市国民健康保険税を完納した世帯の世帯員」ということにしております。これは被保険者の国保税納付の公平性の観点からの措置となっております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** ありがとうございます。

ちょっとわからない点があったので、ちょっと聞かせてもらいたいんですが、1点目の「個別」の健康診断と「集団」の健康診断っていうのは、大きく分けては一緒のもの、例えば未受診の方、あふれた方をこのヘルスケアの「集団」でやっているということで、結局一緒で、前回と比べれば69名増加になっているんだよという理解でよろしいのでしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 鈴木健康課長。

**○鈴木英乃健康課長** 今の御質疑ですが、浅尾委員のほうがおっしゃられたとおり、健康診断の「個別」というのは、6月から10月にかけて、医療機関のほうで実施しているものになります。

ヘルスケアのほうの集団健診のほうは、そこで未受診だった方を対象に行っておりますので、合わせると同じものをやっております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** はい、わかりました。頭の整理がついて、ありがとうございます。

あと、3番目の国保税の完納世帯に限ると

ということで、税の公平性の観点からというお答えだったと思うんですが、例えば、逆に言うと、一部でも納付していない、完納していないという世帯には、逆に言うと、出していない。健診の通知と言うか、そういったものを出していないという理解でよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木健康課長。

○鈴木英乃健康課長 人間ドックにつきましては、もともと募集をかけるときに、国保税の完納世帯ということで周知をさせていただいているものと、人間ドック受診費用に対する助成の財源が国とか県の補助を除いた額は、もうすべて保険税というもので賄っていることから、負担と給付の公平性と本来の義務的給付ではなく、付加的なものという観点からして、完納世帯ということにさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第99号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第99号議案は、認定すべきものと決定しました。

次に、第100号議案 平成28年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第100号議案です。平成28年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定で総括のジャンルの中で2点質疑をさせていただきたいと思っております。

1点目は、国は低所得者に対しまして、保険料軽減措置を行ってまいりました。平成28年度の本市の保険料額、県下一律なんです、保険料額を伺いたいと思っております。

2点目、人間ドックは保険料の完納者に限るということを要件としていますが、伺いたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 1点目の保険料額であります、平成28年度の保険料の年額は、被保険者均等割額4万6,984円と所得金額から33万円を引いた額に所得割率9.54%を乗じた所得割額の合計であり、広域連合区域内均一でございます。

現年度賦課分調定額を被保険者数の平均数で除した本市の被保険者1人当たりの保険料額は、6万2,009円でございます。

2点目の人間ドックについてでございます、後期高齢者に対する人間ドック費用に係る助成対象者の要件は、本市に住所を有する愛知県後期高齢者医療制度の被保険者で、後期高齢者医療保険料を完納している方としております。

これは、被保険者の保険料納入に対する公平性の観点から措置しているものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第100号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第100号議案は、認定すべきものと決定しました。

次に、第101号議案 平成28年度新城市介護保険事業特別会計決算認定から第103号議案、平成28年度新城市簡易水道事業特別会計決算認定までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第101号議案から第103号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第101号議案から第103号議案までの3議案は、認定すべきものと決定しました。

次に、第104号議案 平成28年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題になっております第104号議案 平成28年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定であります。平成

28年度決算補足書、新城市宅地造成事業特別会計の資料の386ページでございますが、歳入、2款財産収入、不動産収入であります。

当初予算額に対しまして、決算額は、結果としてはゼロであります。総額予算を歳入、歳出とも5,250万円、そして決算結果におきますと、533万2千円の歳入、歳出という決算結果であります。特にここでは不動産収入はゼロ、最善の努力にて販売をされるということで、当初予算の承認のときに述べられたわけであります。この決算の結果に基づく、まず歳入部分についての考察について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 平成28年度は、新たな試みとして、情報誌「はなまる」の広告掲載や県が実施する移住相談会等に参加し、PRを行いました。

ほかにも、長者平団地から1時間圏内の豊田市内の中小企業への訪問や中京テレビハウジング豊橋南で行われるイベントに合わせてPR活動を行いました。

その結果、今まで相談のなかった大手建築会社から問い合わせ等をいただきました。契約には至りませんでした。現在も問い合わせをいただいております。

社会情勢や経済環境により、買い手側の価値観も多様化していることから、販売は容易なことではありませんが、住宅建築を夢見る方や移住をお考えの方へ積極的なPRが必要と考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 非常に苦しいことだと思うんです。これである程度いろんな方と協調、努力をしながら、優良な宅地を供給していこうという中で、最善の努力をされる。そのためにはかつてないような「はなまる」という雑誌に提供されたり、また中京テレビのモデル住宅とか、また大手建設業者ということは、

その御努力については、非常に頭が下がる思いではありますが、社会情勢の変化であるとか、価値観というのは、年々、再三変わっている。要するにニーズの問題でもあろうかと思えますし、そのことは的確にとらえていくのが本来の事業だと思いますので、その点について、もう一度、時流、ときの流れっていうのはつかんでみえていたのか。結果として、情勢が変わったからこうなんだよということなのか、もう一度確認をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 今のそういう状況を把握しておるかということについてですけども、経済環境だとか、そういったことはありますけれども、1つ建設業者が出しておる民間アンケートも、それが参考になると思っています。

民間アンケートによりますと、やはり住宅を考えられてる方の土地を選ぶのには1番目、一番多かったのが、それぞれの家庭の予算と、あと生活利潤っていうのが、その自分が求める土地に対して、学校だとかスーパーの距離、あと通勤のことが書いてありました。

3番目に、購入するに当たって、土地の面積、広さ、そういったものが挙げられておりました。

そういったものに比べられる形で、PRだとか、そういったものをするのが必要だというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ニーズは、そういう的確につかんでおるといふ答弁をいただきましたので、さらに、特に長者平団地ということ限定してはいけないうけであります、あそこには文教施設が集約しておりますし、国保の病院もございませう。

そうした中では、環境的にもよろしい部分もあるし、それから生活の部分であります燃料供給、LPガス、また食品の生活に暮らすものについては、近隣に集中しておりますの

で、そういったことでの高原地帯での健康な暮らしができるというふうなことで、再度アピールをしていただきたいのがこの部分であります。

続いて、歳出に参ります。

そこで、歳出の1款1項1目には、一般管理費が載っております。同じく、資料388ページであります、管理費を一般会計から借入金を立てて賄うというような状況だということに歳出の資料から読み取ることができるところであります。今後の事業展開をさらにさらに真摯に考え、PR活動も展開をし、情報も的確にとということで、平成28年度進められてきた結果であります、やはりこういう言い方は大変失礼なんです、ここに机上論を回避するべく現状打破の具体策を講ずるべきではないのか。これは平成28年度決算であります、平成29年度の予算のときにもこれに類似したような質疑をしたことがありますが、やはりここで本当に大きな転換期だということ踏まえ、不良在庫を抱えてるままではいけませんし、借入金もどんどんふえていくということであつてもいけないうけでありますので、その辺の本当にもう窮鼠猫をかむような、そういった気持ちのことでの御答弁を賜りたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 現状打破の具体策の策定ということになります。

具体策につきましては、3月定例会で説明した内容となります。

平成29年度は、先ほど中京テレビハウジング豊橋南という話をしましたけれども、平成29年度は豊橋中日ハウジングセンターで行われる子供を対象にしたイベントに合わせてPRすることを計画しております。

平成28年度の実績からも、効果があると考えております。

この4月からスタートしました作手小学校や山村交流施設ほか、この地域の魅力を紹介

し、暮らしやすさを伝え、マイホーム建築場所として検討していただけるようにPRしていくのが重要だというふうに考えております。

**○丸山隆弘委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○丸山隆弘委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第104号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって、第104号議案は、認定すべきものと決定しました。

次に、第105号議案 平成28年度新城市千郷財産区特別会計決算認定から第124号議案 平成28年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの20議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本20議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本20議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第105号議案から第124号議案までの20議案を一括して採決します。

本20議案は、認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって、第105号議案から第124号議案までの20議案は、認定すべきものと決定しました。

次に、第125号議案 平成28年度新城市病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

**○滝川健司委員** それでは、第125号議案 平成28年度新城市病院事業会計決算認定について、質疑いたします。

平成28年度の新城市決算審査意見書の公営企業会計についても質疑いたします。

1点目です。一般会計からの繰入金額の内訳推移における繰出基準額との差額の内訳についてお伺いします。

2点目です。急性期として運用されてきた全3病棟を、3、4階は急性期病棟、5階を地域包括ケア病棟としたことによる成果効果について伺います。

3点目です。東入船医師住宅跡地と他の遊休施設等の活用の実態とその成果効果を伺います。

4点目です。事業収益は約3億7千万円の黒字、医業収支は約8,300万円の損失、この結果をどのように受けとめているのかをお伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 服部市民病院総務企画課長。

**○服部充伯市民病院総務企画課長** 4点いただいておりますうち、1問目、3問目、4問目について、お答えさせていただきます。

一般会計からの繰入金額の内訳推移における基準額との差額の内訳でありますけれども、繰出基準に基づかないものとしましては、医師確保対策に要した経費に対して、繰り入れていただいた国保調整交付金と平成14年度から平成19年度までの間、4条予算、資本的収支にかかわる部分ですけれども、これに対して、一般会計からの繰入金繰入基準額に満たない金額でありましたので、繰入基準額と

実際の繰入額との差額、約10億円を平成22年度から繰り入れを行っていただいている出資金となっております。

それから、3点目、東入船医師住宅跡地と他の遊休施設の活用実態を伺うということでもありますけれども、老朽化しておりました東入船医師住宅につきましては、平成28年度に解体、撤去を行い、その後、院内及び市役所内で検討、協議した結果、病院としても、市としても利活用予定がないことが決定しましたので、売却に向け、土地の境界確定、地籍更正や売却可能性調査等の事務を進めております。

そのほかの医師住宅や看護師宿舎等の遊休施設につきましては、院内で利活用等の検討をしている段階であります。

遊休となっている施設を一気に解消することは難しいことから、東入船医師住宅を手始めに、1つずつ着実に進めていきたいと考えております。

4点目の事業収益はという、約3億7千万円の黒字、医業収支は約8,300万円の損失、この結果についてということでもありますけれども、平成28年度の純利益が約3億7千万円の黒字、医業収支は8,300万円の損失となっております。

平成27年度と比較しますと、純利益で7,500万円のプラス、医業損失が約9千万円の改善となっており、いずれも好転しております。

要因といたしましては、常勤の整形外科医師が着任し、入院患者の受け入れを再開したことや地域包括ケア病棟を5階病棟で開設したことなどにより、入院収益が増収となったことや抗がん剤等の高額な薬品の購入額が前年度と比較して少なかったこと、また後発品等へ切りかえたことなどにより、薬品費が大きく減額となったことなどによるものと考えております。

ただ、病院の本来事業である医業収支が改

善されているとは言え、約8,300万円もの損失となっておりますので、引き続き経営改善、経営の健全化に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 豊田市民病院医事課長。

○豊田卓孝市民病院医事課長 私からは、(2)であります成果効果というところがありますが、全3病棟を急性期病棟として運営したことにつきましては、急性期の治療が終わるまでの短期間のうちに、患者さんが自宅退院や施設入所に対応しなければならず、苦慮される患者さん、それから御家族がおられました。

地域包括ケア病棟を開設したことにより、回復状態にこの不安がある患者さんとか施設入所、施設を待っている患者さんが引き続き入院を継続できる病棟運用というものが確立されてきました。

3階、4階病棟は、治療に専念していただく病棟、5階は在宅復帰に向けて不安を取り除いていただく病棟として、患者さん、病院スタッフ、それぞれが目標を共有して、今、何をするか、到達点に向かって、ともに頑張れる状況が築けてきたと思われま

す。それから、医業収益という面から見ますと、急性期病棟に軽症の患者さんが長期入院されるってというようなことになりま

すと、医業収益にも影響を与えてしまいます。7対1入院基本料の算定要件を満たさなくなってしまうということになりますので、医業収益にも大きな減益をもたらしますが、今回この機能分化をした病棟運用により、全3病棟を急性期とした場合に比べ、2,900万円ほどの収益増が確認できたというところ

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、1点目から再質疑します。

差額というのが、約7,700万円だったと思うんですけども、これが基準外ということで、

今、医師確保経費だとか、独自の出資金への繰り入れっていう形で、新城の場合、実情によるということなんですけども、総務省の基準内繰入、基準に該当する繰り入れと、それに該当しない部分ということで、これだけあるわけなんですけども、それ以外にも、例えばこれ結果的に後のまた収益のほうでも確認しますけども、繰り入れが多いことによって事業収益のほうは黒字、あるいは医業のほうとは別の収益黒字になってるわけなんですけども、結果的に事業収益のほうで黒字になった分がこれまでの未処理欠損金が減っていくって言うか、そういう形で処理できてるわけなんですけども、この繰入金の考え方として、病院の欠損金を残すか、一般会計の貯金をふやして減らすかとか、同じ1つの財布として考えた場合に、考え方もあるでしょうけども、繰入金をこれ以上ふやすことが無理なのか、あるいはもう少し政治的判断で入れて、累積欠損金を減らして、将来的な病院経営に負担にならない、あるいは時代背景によっては、それが足かせとなる可能性もあるものですから、そういう意味で、繰入金の増額っていうのは可能なのか、要するに基準外の繰入金っていうのをふやすことに意義があるのかないのか、その辺のバランスもあるでしょうけども、その辺についての考え方について、少しお願いしたいと思います。

**○丸山隆弘委員長** 服部市民病院総務企画課長。

**○服部充伯市民病院総務企画課長** 一般会計からの繰出金ということでありまして、今現在、出資金を含めると、10億円弱という多額の金額となっております。

交付税が一本算定になったことにより、5年間をかけて縮減をされていくということもあります。

したがって、病院の経営を考えますと、ふやしていただきたいというところは当然ありますけれども、市の財政状況、病院以外の

市の事業のことを考えていきますと、今よりもふやしていただきたいということを強く言えないってところが実情かなと考えております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 公立病院としての宿命で、どうしても不採算部門ですとか、いろんな意味で、繰り入れがないとやっていけない。民間病院は、そういった繰り入れをしてくれるところがないものですから、当然、借り入れとかという形になってしまうかもしれませんが、極端に入れる必要はないんですけど、必要に応じて、少しでも改善するような形での繰り入れについても検討が必要かなと思っております。

それから、2点目ですけども、こういった利用をすることによって、収益面で2,900万円プラスっていうことなんですけども、病棟を保有することによって、当然、人、要するに看護体制ですか、そういった部分でも人件費への影響を踏まえた上でも、2,900万円の医業収益って言うか、病院経営にプラスがあったということだと思っておりますけども、この、そういうふうにする前は、どういう状況だった、それからどうプラス2,900万円になったのか、その辺の経緯を少しお願いします。

**○丸山隆弘委員長** 豊田市民病院医事課長。

**○豊田卓孝市民病院医事課長** まず、最初、看護師さんの人員配置等については、病棟によりまして、決して看護師さんの数がこれによって増減したというところは、今ありません。

それから、2,900万円という数字が出ましたが、これは急性期病棟と今回の地域包括ケア病棟をトータルで考えた場合に、DPCという制度をちょっと監査意見書にも書いてありますが、導入しております。

そのこともありまして、医療費の制度、出来高払いから包括払いというような制度も一

部改正しておりますので、その中で2,900万円という数字が出ている。

実際には、今年度は整形外科の患者さんがふえたことによる医業収益っていうのが一番大きくあります。

基本的には、地域包括ケア病棟というのは、急性期病棟の医療費に対して、低く設定してあります。

そうではありますが、長期にわたって入院する患者さんについては、この医療費が急性期、地域包括と逆転してくるっていうような現象もありますので、医業収益を考えた場合には、そういうところで、もちろん病状が一番ですが、病棟が変わってもらって医業収益もふえてきたというような状況になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、3点目の再質疑です。

東入船の医師住宅については、売却という形で手続のほうを進めているということですので、東入船、住宅地ですので、売り出し価格によっては十分、売却可能な土地かなと思っておりますので、進めていただきたいと思えます。

それから、他の施設については、まだ利活用の検討中ということですが、実態として、以前にもお聞きしたんですけども、未利用な施設、要するに病院経営、病院運営、病院事業にとってなくてはならないもの以外の未利用の施設は、土地、建物も含めて、どの程度まだあるのか。それがどういうふうにも今、検討されているのか。平成28年度はどの程度その分について、検討されたのか。その辺について、もう少し詳細にお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 服部市民病院総務企画課長。

○服部充伯市民病院総務企画課長 そのほかの遊休施設ということでもありますけれども、

西入船の医師住宅4戸が2棟ありまして、1棟は病院の先生と今、病院に研修に来ていただいている研修医の先生が使っていたいております。

2棟のうち1棟はそういった形で使っておるわけですが、1棟は今、使っていないという状況であります。

それから、看護師宿舎であります。これも西入船にあるわけですが、12戸が1棟、アパート形式のような形でありますけれども、これが未利用であります。

それから、宮ノ前に医師住宅、一戸建ての建物が2棟あるわけですが、そのうち1棟が未利用となっております。

検討状況でありますけれども、西入船の医師住宅につきましては、来年度、今年度も一部スタートしておるわけですが、新専門医制度っていうものがスタートしております。それに対しまして、新城市民病院として、幾つかの病院と特別連携施設というような形で組んでおります。それによって、場合によっては名古屋、あるいは静岡のほうから先生が数カ月間おみえになることになります。

そういった方が今後続いていくこともありますので、そういったことに活用していけるのかなっていうふうにも考えておりますけれども、その前には当然、改修が必要になってきますので、そういった改修をやって使っていただくのか、そういったところが難しいということであれば、民間のアパートを借りるようになってしまうのかもしれないんですけども、1つは、そういったことで検討をしております。

看護師の宿舎については、まだ今後ある企業さんと面談をしたこともあるんですけども、企業として使えるのかということもお聞きしたこともあるんですけども、改修から何からすべては病院のほうでやっていただければ、検討の余地はありますというようなところで今とまっておる状況であります。

それから、宮ノ前の医師住宅でありますけれども、非常に建築も古いこともありまして、現在使っておりませんので、これについては東入船の医師住宅の後、手をつけていく施設の1つかなというふうに考えております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** もう1回ちょっと再質疑しますけれども、それぞれ事情があったり、使っていたりとか、老朽化してたりということですけども、基本的に多分かなり古い施設が多いということで、なかなか研修医さんと言うか、招くにもやっぱりそういう施設へ入っていたくのは、勧めにくいし、自分で民間のアパートを探してしまう可能性もあるものですから、直して使うっていうよりも、1回整理して、そういうのは民間のアパート、民間のそういった借家、民間のもう少きれいな若い人たちに気に入っていただけのほうが、あえてこれを利用して活用してっていうよりは、そのほうが現実的だと思いますので、どういった整備の仕方、処分の仕方があるかは、今後の検討でしようけども、整備して使うというよりは、そういった方向性に持っていったほうが、私は合理的であり、維持していくより、そのほうが合理的だと思うんですけど、そういう大きな方向性で間違いはないでしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 服部市民病院総務企画課長。

**○服部充伯市民病院総務企画課長** 今、委員言われるとおり、確かに非常に古い建物ばかりでありますので、改修した後の本当に使っただけなのかということを考えますと、解体、撤去をしていったほうがいいのかなどということもありますけれども、そのことも含めて、トータルとして検討していきたいと考えております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** よろしくお願ひします。

それじゃあ、4点目の再質疑ですけども、事業収益が3億7千万円の黒字、これは他会計からの繰入金という医業収益外の分があるんですけど、その中で多かったのが長期前受金ですとか、特別利益っていうのがあって、特別利益の中にも長期前受金戻益っていうのがあるんですね。

それで、医業外収益のほうの長期前受金戻入等、特別利益の長期前受金戻入益っていうのがあるんですが、その違いと中身と、これはいつまでこういう措置ができるのか。その辺についてお願いします。

**○丸山隆弘委員長** 服部市民病院総務企画課長。

**○服部充伯市民病院総務企画課長** 医業外収益の中にあります長期前受金ですけども、これについては、病院の建物でありますとか、医療器械等、固定資産を購入する際なんですけれども、平成26年度から、この会計制度が変わっております。

平成25年度まで、旧制度ですけども、これについて、減価償却する際ですけども、補助金等を除いた金額を減価償却をしてきたわけですけども、平成26年度の改正から、みなし償却制度というものが廃止になりました、資産の取得価格全額、総額を減価償却の対象となったわけです。

これによって、減価償却の額がふえてしまいますので、それに伴います補助金部分等を長期前受金の戻入として受け入れているものであります。

それから、特別利益にあります長期前受金ですけども、これについては、企業債等を借りることがあります。そうしますと、据え置き1年とか何年っていう形で償還を行うことがあるわけですけども、ただ償還を据え置いた場合であっても、減価償却っていうのは取得の翌年度からスタートしていきます。その過年度分についてを特別利益の中の長期

前受金として受け入れてるものであります。

特別利益のほうの長期前受金については、後2～3年で終了する予定であります。

医業外収益のほうについては、今後も該当事例があれば、同じような形でやっていきますので、今後も続いていくものと考えております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 会計制度の関係が変わったということだと思います。なかなかややこしいですけども、それが収益にこう、医業収益のほうには改善に貢献しているという実態だと思います。

それから、医業収益のほうにはいろんな先ほど説明して、抗がん剤ですとかジェネリック等の形で経費節減ということですし、実際のこの医業収益8,300万円の損失となってますけども、昨年、平成27年度と比べればかなり改善してるし、この過去5年間では一番いい数字だったというふうな説明がありました。実際は、本当はこれがプラスになると一番いいのかなと思うんですけど、なかなか厳しい状況かと思えます。

整形外科等が改善にも貢献していただくとおもうんですけども、ことしのこと言っていかにですけど、平成29年度、泌尿器の先生の体制が変わったりとか、いろいろ変わって、また違う結果が出る心配がありますけども、ベストな、不安要素があるんですけども、この平成28年度においては、過去5年間で一番いい損失っていうのはおかしいな、いい数字だったということですけども、過去5年の流れを踏まえて、平成28年度はあったわけですけども、この8,300万円をさらにもう少し改善する、この結果を踏まえて努力っていうのは、どこの部分、どういう部分に手をつける、またどういふふうになればこの数字が改善できるっていうような形を考えておられるのか、その辺はいかがでしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 服部市民病院総務企画課長。

**○服部充伯市民病院総務企画課長** 当然、経費削減という点もあります。平成28年度に一応策定しました改革プランの中でも書いておりますけれども、委託でありますとか、賃借、そういった契約の方法の見直しでありますとか、薬品や診療材料というのは非常に高額になっておるわけですけども、そういったものを、ベンチマークシステムっていうものを昨年度から導入しております。

ベンチマークシステムっていうのは、全国の病院で、薬品がどのくらいの金額で納入されているのか。規模別に、地域別にグラフで表示されるようなものなんですけれども、そういったものによって価格の見直し等を図っております。

また、本年度からでありますけれども、これまで市民病院っていうのは、中部電力から電力を購入してきたわけですけども、本年4月より新電力会社に変更しております。

電気の使用量がどの程度変わるのかわからないんですけど、同じだった場合、約年間で600万円の縮減になる試算となっております。

そういったことを1つずつ重ねながらやっていくっていうことが必要だと思っておりますし、一方で、やはり病院でありますので、医師の必要がありますので、医師確保に、泌尿器の医師が、本年度から常勤の医師がいなくなりましたので、泌尿器の医師、そういった整形の医師、多くの医師が不足しておりますので、医師不足を解消するために、医師招聘に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** これで最後にしますけど、医師っていうか、平成28年度までは多分この数字でいたと思うんですけど、それ以降の話をするべきではないかもしれませんが、バイパス沿いには整形外科から耳鼻咽喉科、来

年の4月には泌尿器科の先生が開業される。民間病院の充実が進んでくるわけですが、開業医の先生にお伺いしたら、市民病院はもう入院と手術に特化してほしいと。それだけやっていただければと言うけど、入院と手術をするには当然、医師は必要になってくるので、なかなか難しいかと思うんですけど、民間と病診連携を進めた上で、市民病院としてのやっぱり体制と役割、それから新聞報道によると、東栄病院が診療所にもう数年のうちになる。受け付けないというような状況になると、市民病院に置かれる立場もまた変わる可能性もありますので、そういった外部環境の変化に応じて、市民病院の体制ですとか役割を明確にして、やっぱりいくべきだと思いますけど、その辺のことはちょっと決算とは違うので、やめます。

ということで、意見を述べさせて、頑張ってください。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○丸山隆弘委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第125号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって、第125号議案は、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、第126号議案 平成28年度新城市水道事業会計決算認定から第128号議案 平成

28年度新城市下水道事業会計決算認定までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第126号議案から第128号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって、第126号議案から第128号議案までの3議案は、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。

**閉 会 午後0時17分**

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘